2005 Vol.5 OCT

The Japanese Journal of Welfare and Aesthetics

# 日本美容福祉学会誌

## 第５回日本美容福祉学会学術集会
## 「美容福祉® 新たな展開」

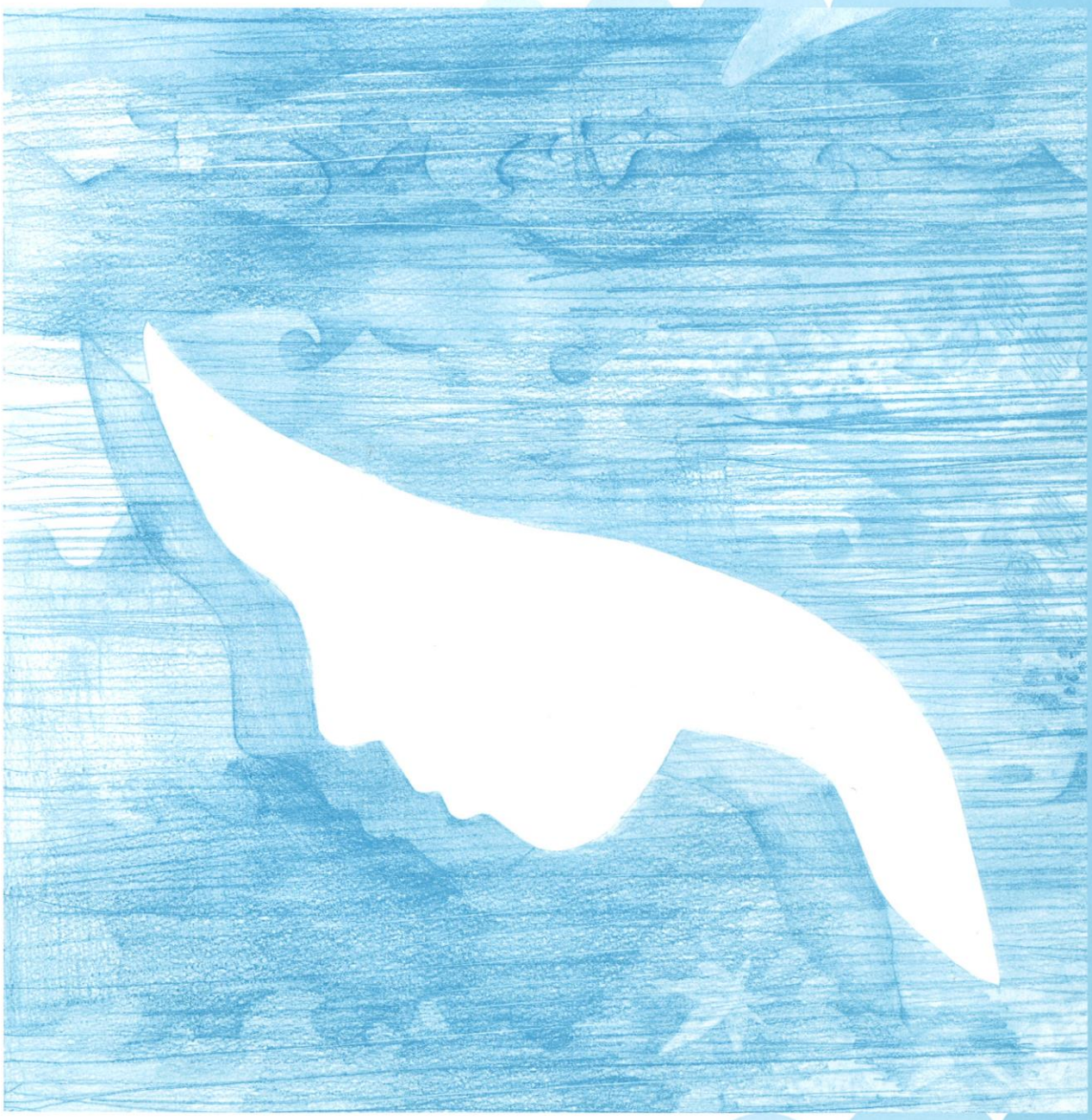

日本美容福祉学会

# 第５回日本美容福祉学会学術集会

テーマ：「美容福祉　新たな展開」

日　時：平成 17 年 10 月 23 日（日）13：00～18：00

会　場：学校法人 山野学苑 山野美容専門学校　1F カットフォーラム
東京都渋谷区代々木１－２２－１（ＪＲ代々木駅より徒歩３分）

プログラム・抄録集

## 目　次


○ 学会理事長挨拶　　山野 正義（山野学苑理事長・山野美容芸術短期大学学長）……1

○ 交通案内図……2

○ 会場案内図……3

○ プログラム……4

○ 基調講演「今 美容福祉が求められている」……6

○ シンポジウム……7

○ 事例・研究発表演題プログラム……15

○ 資料編……27



【事務局】〒192-0396 八王子市鑓水 530 山野美容芸術短期大学内
TEL 0426-77-0111　FAX 0426-77-0234　E-mail: jswa@yamano.ac.jp

# 第５回日本美容福祉学会学術集会開催にあたって

日本美容福祉学会理事長　山野 正義

今年の夏はことさらに暑く、また近年発生する台風・ハリケーンはいままでになく強大な勢力を有したまま来襲する傾向が強く、日本はもとより米国、欧州、アジア各地においても未曾有な被害が報道されております。このことは、地球温暖化が大きく影響をしているのではないかと推察されるところですが、10月を迎えようやく爽やかな季節となりました。

皆様方におかれましては、秋たけなわのこの休日に、さまざまなご予定があったことと存じますが、この代々木で開催されました日本美容福祉学会第５回学術集会にご参集いただきましたことに深く感謝申し上げます。

平成17年９月15日の「敬老の日」にちなんで総務省から、全国の65歳以上の高齢者は2556万人となり初めて総人口（1億2765万人）の20%（前年 19.5%）に達したと発表されました。この割合は今後も伸び続け、10年後には 26%となり、４人に１人が65歳以上の高齢者という超高齢社会になると見込まれています。

この時代の流れをうけて、日本美容福祉学会は「高齢者・障害を持つ人々・福祉事業に携わる人々の福祉に貢献するため、美容福祉に関する理論と実践に関する研究・事業・普及活動を推進することを目的」として平成11年11月に発足いたしました。

以来今年で７年目を迎え、この間、美容師と介護福祉士の二つの国家資格を有した美容福祉師を養成する山野美容芸術短期大学美容福祉学科を中心に多種多彩な先生方、福祉事業に従事している関係各位、また訪問美容等でご活躍中の美容師の皆様方からの暖かいご支援をいただき、学術および技術両面において充実期を迎えました。

日本美容福祉学会では、会則に基づき、高齢者および障害者を対象として美容福祉の担い手となる介護の技術を有した美容師を「美容福祉師」と認定する制度を確立しました。

「美容福祉師」制度は、本学会、山野美容芸術短期大学、NPO 全国介護理美容福祉協会の３者が連携・協力して確立した高齢者・障害者福祉に貢献する特色ある制度として、急速に関心と注目が集まっています。

現在、活躍している美容師が「美容福祉師」になることを希望する場合は、山野美容芸術短期大学が開催している公開講座「美容福祉技術講習」を受講し、所定の講習（４日間、28時間）を修了すると日本美容福祉学会が申請により美容福祉師認定基準に基づき「美容福祉師」と認定します。

認定を受けた美容福祉師が、NPO 全国介護理美容福祉協会に登録美容師として登録をするとNPOが施設または在宅で訪問美容を希望する高齢者・障害者を紹介するというシステムです。今年９月末までに、389名の美容師が美容福祉師の認定を受けて、介護施設、在宅等で介護を必要としている方々を対象として訪問美容を活発に行っています。

この活躍につきましては、平成16年12月26日の読売新聞および平成17年８月25日の朝日新聞の全国版で紹介され大きな反響をいただいているところでございます。

本日の学術集会は今年１月25日に開催した新春セミナー「美容福祉のこころ」につぎ、「美容福祉　新たな展開」をテーマにした５回目の大会でございます。

前述いたしましとおり、今回の大会は学会発足７年目にあたり、福祉の現場でご活躍中の著名な方々からの貴重な提言や実践報告また山野美容芸術短期大学美容福祉学科の諸先生を中心とした貴重な事例・研究発表をさせていただきます。

どうぞご聴覧賜り、ご意見ご講評をいただきたくお願い申し上げます。

# 交通案内図

新宿
JR山手線
小田急線
南新宿
代々木
原宿
上野
渋谷
東京
会場
山野美容専門学校
至代々木上原
南新宿駅
山野学苑
MY TOWER
建設中
ローソン
デニーズ
甲州街道
代々木ゼミナール
代々木教室
山野美容芸術短期大学公開講座
「美容福祉®」講習教室
マクドナルド
ドトール
コーヒー
小田急電鉄
小田急線 新宿駅
交番
A2出口
A3出口
美容会館
都営大江戸線
JR代々木駅
JR新宿駅
JR山手線
至渋谷
JR総武線
至東京
明治通り

# 会場案内図

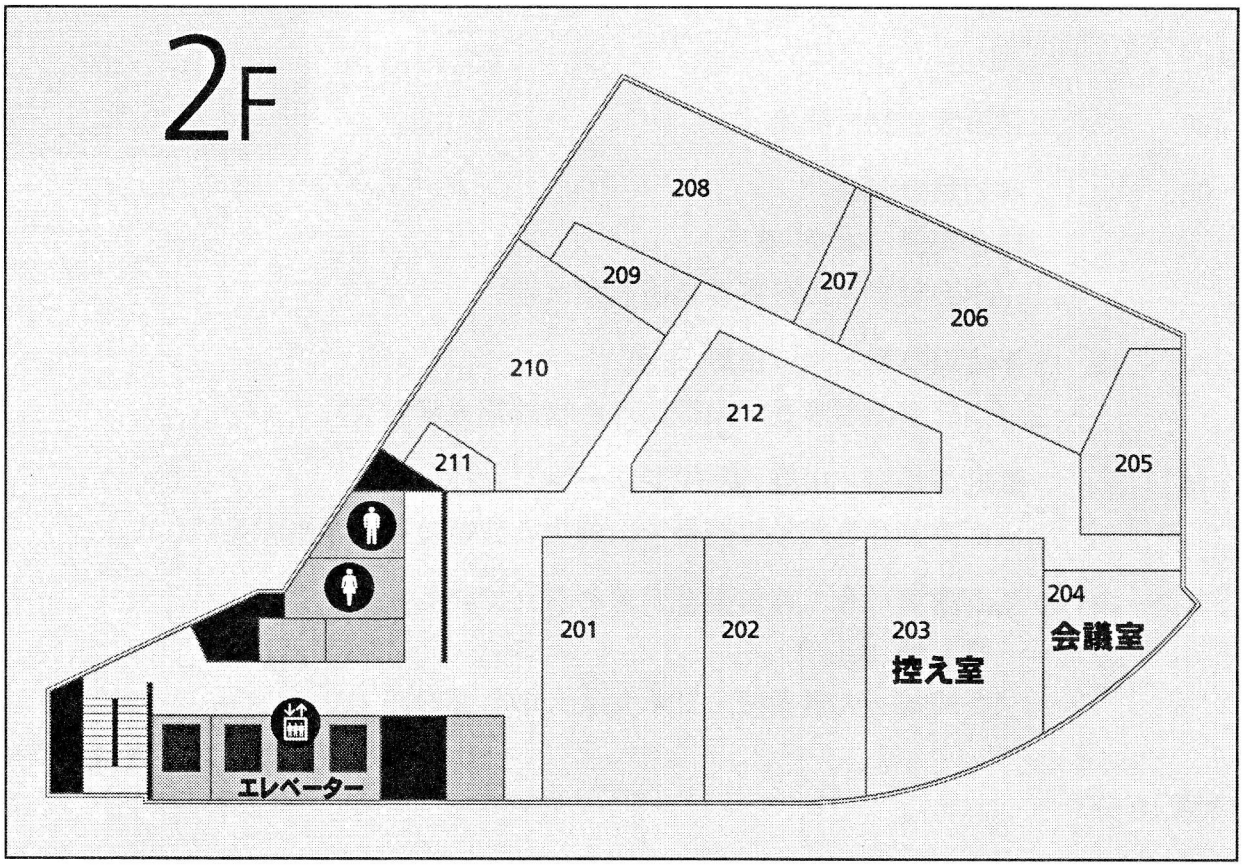
2F
208
209
207
206
210
212
211
205
201
202
203
控え室
204
会議室
エレベーター

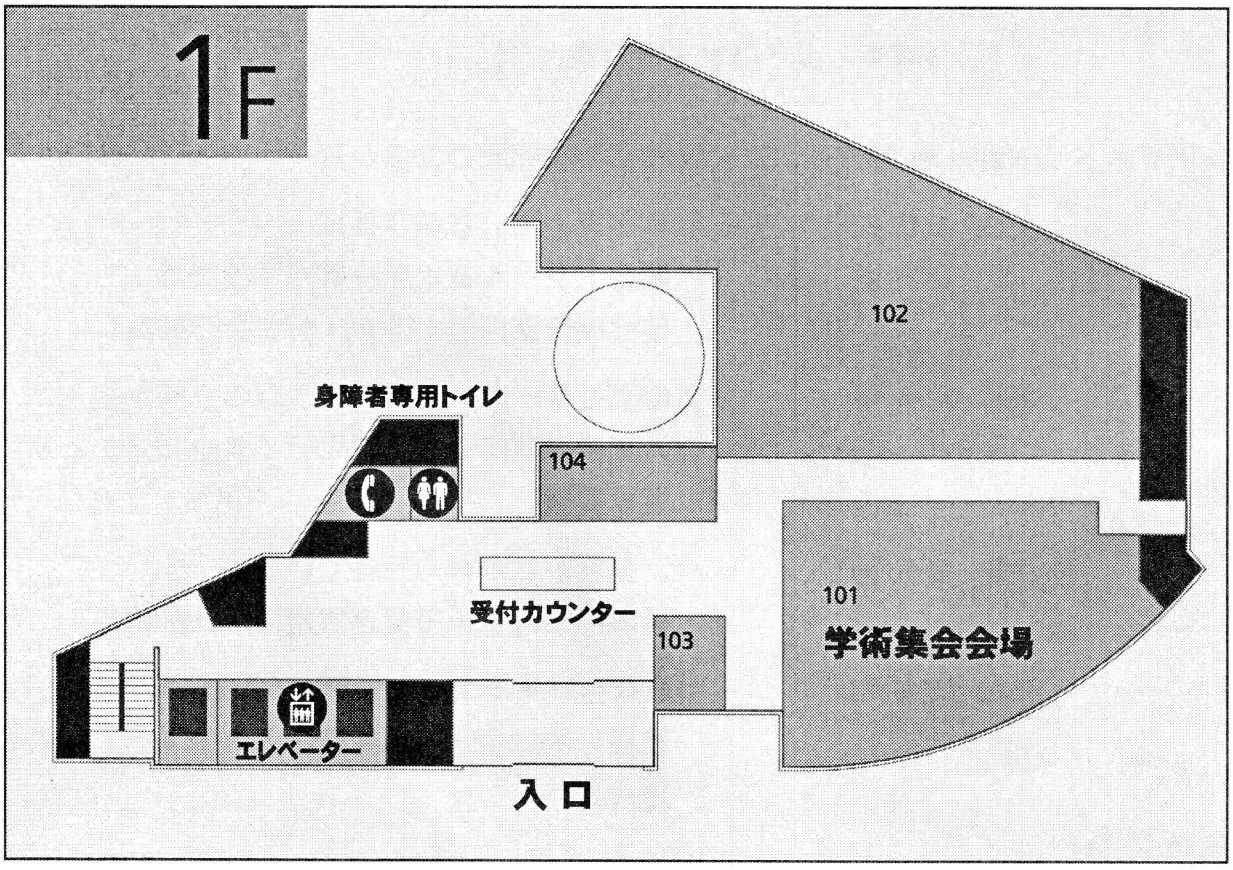
1F
102
身障者専用トイレ
104
受付カウンター
101
学術集会会場
103
エレベーター
入口

# プログラム

タイムスケジュール

12：30　　学術集会受付開始

13：00　　学術集会開会
総合司会　木村 康一
（学会理事・山野美容芸術短期大学）

13：00 ～ 13：15 学会理事長挨拶・山野 正義
（山野学苑理事長・山野美容芸術短期大学学長）

13：15　　歓迎の挨拶・山野 愛子 ジェーン
（山野美容専門学校校長・山野美容芸術短期大学副学長）

13：20 ～ 14：20 基調講演「今、美容福祉が求められている」
一番ヶ瀬 康子氏
（長崎純心大学教授・日本女子大学名誉教授・
山野美容芸術短期大学客員教授）

（休憩 10 分）

14：30 ～ 15：50 シンポジウム「今、美容福祉が求められている」
司会　中嶋 理
（学会理事・山野美容芸術短期大学）

シンポジスト　一番ヶ瀬 康子氏　－ 社会福祉研究者の立場から －

上山 のり子氏　－ 私達が求めている美容福祉 －
（駿台トラベル＆ホテル専門学校講師
整肢療護園同窓会幹事・同窓会誌編集）

坂口 幸美氏　－ 美容福祉サービスを利用する親の立場から －
（八王子市重症心身障害児デイサービスこあら
運営委員）

佐野 美恵子氏　－ 今、美容福祉が求められている －
（美容福祉師　山野美容芸術短期大学講師）

島﨑 隆太郎氏　－ 100 歳のファッションモデル －
（社福）浴風会・特別養護老人ホーム第三南陽園
施設長）

（休憩 10 分）

16：00 ～ 18：00　　事例・研究発表

■一般演題A　　（１６時００分　～１６時５５分）
［美容福祉援助理論・障害者の事例］部門
座長　大西典子　（山野美容芸術短期大学）

Ａ－１．美容福祉援助　持論　仮説（１）　山野美容芸術短期大学　○濱田 清吉　荒井 典子

Ａ－２．重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際　事例１
山野美容芸術短期大学　○荒井 典子　濱田 清吉

Ａ－３．重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際　事例２
山野美容芸術短期大学　○黒田 文美　河野 誠二

Ａ－４．精神障害者の共同作業所　喫茶・Ｒ≪美容福祉援助活動の実際≫
山野美容芸術短期大学　○西川 奈実　及川 麻衣子
中嶋 理

Ａ－５．知的障害者施設における美容福祉援助の実際
―知的障害者施設Ｒにおけるボランティア活動の報告―
山野美容芸術短期大学　○及川 麻衣子　鈴木 昌子

（休憩 10 分）

■一般演題B　　（１７時０５分　～１８時００分）
［高齢者等の事例・調査・開発］部門
座長　濱田清吉　（山野美容芸術短期大学）

Ｂ－１．『美容福祉』技術講習受講生の意識調査
山野美容芸術短期大学　○鈴木 昌子

Ｂ－２．『美容福祉』技術講習受講生の意識調査（速報）と今後の課題
山野美容芸術短期大学　○秋元 弘子

Ｂ－３．「すいコ～ム』ができるまで　山野美容芸術短期大学　○奥山 一成
東海大学　健康科学部　田爪 正氣

Ｂ－４．ひきこもり女性に対する化粧を用いた心理的援助の検討
山野美容芸術短期大学　○野澤 佳子

Ｂ－５．高齢者施設のケアプランに美容セラピーを導入
介護老人保健施設　銀の舟　よこはま　○木谷 佳子

Ｂ－６．在宅における訪問美容福祉の役割について（※）
ＮＰＯ全国介護理美容福祉協会　美容福祉師　○佐野 美恵子

※誌上発表

18：00　　学術集会閉会

# 基調講演

## 「今　美容福祉が求められている」

長崎純心女子大学教授・日本女子大学名誉教授
山野美容芸術短期大学客員教授　　一番ヶ瀬 康子

１．はじめに

２．福祉とは

３．今までの社会福祉と美容

４．これからの社会福祉と美容

５．“美容福祉”の実践例

６．“美容福祉”の未来への期待

７．おわりに

# シンポジウム（プログラム）

## （今　美容福祉が求められている）


「社会福祉研究者の立場から」　一番ヶ瀬 康子 ……8

「私達が求めている美容福祉」　上山 のり子 ……9

「美容福祉サービスを利用する親の立場から」　坂口 幸美 ……10

「今、美容福祉が求められている」　佐野 美恵子 ……12

「100歳のファッションモデル」　島﨑 隆太郎 ……13

# 「社会福祉研究者の立場から」

一番ヶ瀬 康子

～メモ～

# 「私達が求めている美容福祉」

## ー障害者の立場からー

上山 のり子

おしゃれとは程遠い格好で３人の子育てをしていた頃、現在の山野の先生（当時は未だ美容福祉学科は出来ていませんでした）から「車椅子で着る着物のモデルをしてみない？」と声をかけて頂きました。「車いすで着物？」と少し戸惑いながらお引き受けしました。当日はきちんとメイクをして頂き、先生の手際の良い着付けで車いすに座ったまま、留袖姿の別人のような自分が出来上がりました。

娘の結婚式には着物が着られるかも、今まで考えてもいなかった事が現実のものになりました。

この事がきっかけでおしゃれに気を使うようになり、そうなると当然の成り行きでおしゃれをすれば外に出たくなる、外に出ればたくさんの人との出会いがあります。

このようにして私の生活は本当に前向きな生き生きとしたものになりました。現実には気持ちよく行かれる美容室は少ないし、車椅子での店内での動きや他のお客様にもとても気を使います。車椅子では他のお客様に迷惑が掛かると、お店の中に入ると松葉杖に替えていたくらいです。

私は今、埼玉から八王子にある山野の美容室に月に一度通っていますが、敷居の高かったエステも私たちの要望で取り入れていただき、ここで初めて体験しました。車が渋滞すると２時間近くかかる事もありますが、心からリラックス出来るこの美容室でのひと時は何にもかえがたい魅力です。

このような美容室がもっと身近にあれば嬉しいのですが、美容室のバリアフリーに関する情報を得る事は、とても難しいのが現状です。

美容に限らず「福祉」という言葉がつくと「やってもらう・やってあげる」というイメージを思いうかべるのは私だけでしょうか？

おしゃれに関しては年齢を重ねた人ほど、長年の生活から身についたこだわりがあると思うのです。ヘアやメイクは「やってもらう」立場になった時、周りから「きれいねー」などと言われると、眉の形や口紅の色が本当は気に入らなくても、自分の気持が言えなくなります。失礼な言い方かもしれませんが、メイクをする側の押し付けにならないでほしい、本人が満足しているかは表情を見ればわかります。一歩引いてそっと気持ちを確認してほしいと思います。

海外の高齢者や障がい者は、おしゃれを楽しんでいるように見えます、そしてとても自信に溢れた表情をしています。障がいがあるからこそ、その人の生き方が尊重される環境が大切です。おしゃれをすると生活が楽しくなり、気持ちも前向きになります。私はおしゃれをする事で、人生が本当に豊かになりました。今、毎日がとても幸せです。

最後に、娘の結婚式に着物を着るという夢は、残念ながらまだ実現していません。

# 「美容福祉サービスを利用する親の立場から」

## ー障害児をもつ親の立場からー

坂口 幸美

私には肢体不自由養護学校に通う中学3年生15歳のひとり娘がいます。今身長は153センチで私と同じです。昨年、お風呂に一緒に入るのも大変になってきたのでお風呂の椅子を見に、池袋サンシャインで障害児のためのキッズフェステバルの催しに行きました。そこで他の福祉展示を見て回っている時、山野の渡辺先生にお会いし、洋服で困っていることを相談しました。今は、丈の短い上着や腰ではくパンツなどが流行っていて、うつぶせでいることが多い娘には、背中丸出しになることが多かったり、パンツのチャックがお腹にあたって痛かったりして、チャックをとるにはどうしたらいいかなど相談に乗ってもらいました。パンツの選び方では、はかせるときに余裕があるものがはかせやすいとか、大きめのものを買ってリフォームをしたほうが良いと教わりました。

その後、娘に浴衣の着付けをしていただきました。娘は車椅子にすわっているし、緊張が弱いため股が自然と開いてしまうので浴衣なんか着られないのではないかと思っていましたが、とってもきれいに着せてくださり嬉しく思いました。何年か先の娘の成人式に先生方の力をお借りして振袖を着せてあげたいと思っています。

今年5月には八王子小児病院の隣にある、重症心身障害児デイサービス「こあらくらぶ」に山野の荒井先生がカットに来てくださいました。

デイサービスの子供たちは医療的ケアが必要であったり、長時間は外に出かけられなかったり、また自分自身で座位保持が出来ないので、車椅子に座ったままカットしなければならないなど、いろいろな条件があり、なかなか美容室に連れて行くことができません。昨年までは、「こあらくらぶ」の前に美容室があり、そこでカットしていただいていたのですが、その美容室がなくなり困っていたときに、山野の浜田先生が荒井先生をつれて来てくださったというわけです。娘は前髪をカットしてもらい、次の週、学校に行くと「前髪いつもと違うね。」と声をかけられて、いつもと違う会話に娘はニコニコしていました。

そして今年8月に、八王子の山野美容芸術短期大学のサロンに呼んでもらい黒田先生にカットしていただきました。音楽つきで他の美容室と同じようでした。なんとそのとき母は注文で「今っぽくしてください！」と言いました。うちはひとりっこで、中学生の中で流行っている髪形を知らなく、そんな注文をしてしまいました。出来上がったスタイルは大人っぽくなって素敵でした。理子も黒田先生に「いいですか？」と声かけられ「ふん」と答えて気に入っていました。その後、娘のカットで顔を押さえていた私に及川先生が「手が疲れたのでは？マッサージしてあげます。」と言われ、手のマッサージをもしてもらいました。マッサージは血流が良くなり疲れが取れたとともにいい香りにリラックスできました。マッサージは血流の悪い方にもいいし、いい香りでリフレッシュできるので障害の方にも良いのではと思いました。理子は初のネイルケアもしてもらい、夏休み中マニキュアがついていたので、いろんなところでマニキュアでの会話ができました。府中の療育センターにあずけたときにはケースワーカーさんがマニキュアを見て理子に「きれいな爪ね。」と話かけてくれました。学校の先生がお風呂上りに

来てくれたのですが、“すっかり夏の大人ヘアーで「素敵ね」”と連絡帳に書いてありました。娘にとっては中学3年の今年の夏は普段体験しない“ちょっと大人っぽい体験”ができたことが良かったと思いました。

美容福祉サービスを利用して、触れ合い、コミュニケーションをとることにより、理解が深まったこと、話題の提供、訓練的要素を兼ね備えていること、介護の人の理解までしていただき、障害児を取り巻く環境に、美容が福祉に役に立っていることが感じ取れました。貴重な体験をさせていただきありがとうございました。

～メモ～

# 「今、美容福祉が求められている」

## －訪問美容の立場から－

佐野 美恵子

NPO 日本福祉理美容協会の会員になってから今日まで、延べ 500 名の訪問美容をさせていただいております。利用者の中には 30 日、60 日、90 日に 1 度と回数のサイクルは様々です。少子高齢化、核家族化、夫婦共稼ぎ、地域社会の希薄さなどが進む日本の社会状況において、高齢者の一人暮らし、又は同居していても一人で過ごす時間が 20 時間に及ぶ高齢者が沢山居られる事が訪問美容を通じてわかります。

このような生活環境により生じたものなのか、最初はご自身にも周囲の人にも無関心、無表情な利用者さんが多く、訪問美容を受け入れていただけるのか戸惑う一面もありました。しかしその不安はすぐに解消されました。

鏡の前で美容を施すセッションを繰り返すことにより、利用者さんは鏡に映った自分の顔を見つめたり、肌に触れたりしながら私にいろいろと話しかけてくださるようになりました。訪問美容を継続することで利用者さんは、現実の自分に関心を取り戻し感情を表すようになります。表情にも徐々に豊かさが増していくようです。利用者さんによるご家族やヘルパーさんへの声掛けや働きかけなども、とても積極的に行なわれるようになったそうです。日常生活の行動面でも外へ目を向けるようになり、おしゃれをして散歩したり、デイサービスに行ったりと自立した行動が回復されてきているようです。利用者さんの変容にご家族や周囲の人たちは大変驚かされると同時に、とても喜ばれ、訪問美容の効果を素晴らしいと認めてくださっています。

美容は継続的に習慣性を構築していくことで、利用者さんの潜在機能が引き出され、生活習慣の再生を取り戻すことに効果的なようです。

現在老年性認知症の心理学的問題の改善をはかるセラピーの一つとして、化粧療法が行なわれています。医師の助言のもとで臨床心理学、看護、福祉、美容の専門家が連携して実施されています。

訪問美容を通じて思うことは、美容の心理的効用は利用者の心身の状態や目的に対して、適切な美容を施した時、もっとも良く生じるものだということです。利用者の気持ちや状況などの判断をあやまり、不適切な美容を施してしまった場合は否定的な効果が生じます。どのような状態に置かれても常に適切な判断が出来る能力が要求されるのです。

2015 年には 4 人に 1 人 2020 年には 3 人に 1 人が高齢者です。要介護者もさらに増えることでしょう。

このような状況の中で、これからの美容師はただ外見美を求めるのではなく、美容の専門家として美容を通じ、心理学的問題の改善をはかれるカウンセラー的美容福祉師が求められると思います。福祉の分野では人間が最高の資源です。豊かな人権感覚を持つ美容福祉師のスペシャリストが必要です。

# 「100歳のファッションモデル」

## ー施設の立場からー

島﨑 隆太郎

特別養護老人ホームは、介護を要する高齢者の生活の場です。200 名を超える利用者のほとんどは、車椅子使用者であり、認知症が進行している方々です。このような状況にあっても、利用者の皆さんが、安らぎと潤い、そして活き活きとした日々を過ごしていただきたいと願っています。

縁あって、山野美容芸術短期大学美容福祉学科の渡辺・大野先生に車椅子でのファッションショーが出来ないか協力を依頼したところ、快く引き受けていただきました。何回かのスタッフと先生方との打ち合わせが行なわれ、当日は先生・学生の方々約 100 名の参加を得て、盛大に実施することが出来ました。準備段階ではモデル選びに苦労しました。明治・大正生まれの方々にとっては、年を経た女性は黒、茶、白、グレー系統の服を着るのが当然であると育ったのですから、化粧をして、色あでやかな服を着て、人前に出るということはとても勇気のいることで、施設内の行事でも躊躇してしまうのです。始めは、恥ずかしがってモデルになりたがらなかったのですが、徐々に参加への興味を示すようになり、最終的には、予定の 13 名を超える希望者がありました。

当日は朝から、ファッションモデルさんは興奮気味でそわそわしていました。観客となる男性陣も「舞台の最前列で見る」のだと早くから席取りをし、ホーム内は熱気を帯びていました。モデルさんたちは、先生や学生さんから衣装を着せていただいたり、化粧をしていただいて、大変うれしそうでした。特に印象的だったのは、鏡に映る自分の顔を真っ直ぐ見られず、横目で覗くように自分の変わっていく顔を見ていた人が、しばらくすると自分の顔をしっかりと正面から見ていたことです。自分自身に自信を呼び戻し、活き活きとしていく心の変化が手にとるようでした。驚きといえば 103 歳のモデルさんは日頃は車椅子移動をしていますが、舞台に立ったとき、若い男子学生にエスコートされ自力で歩かれたのです。また、100 歳のモデルさんは、純白のウェディングドレスを着て、花婿役の当法人理事長と並んだ時の嬉しそうで誇らしげな表情はとても綺麗でした。今回モデルにならなかった人が、次は絶対私がなるのだと宣言するなど、その変わりようも驚きです。また、最前列に並ぶ男性陣の目の輝きも忘れられません。

ショーは大成功で、多くの利用者やご家族から、またいつか企画して欲しいと要望されました。このショーを通して、人生は生涯、美しくありたいと願う心を持ち続けているのだいうことを認識するとともに、その人なりの美しさは、心を充実させ生きる力を生み出し、育んでいくものだと改めて確信しました。制約はありますが、日々、利用者一人ひとりの皆さんの顔が輝けるよう明るく潤いのある生活の場を創造して行きたいと考えています。

# 事例・研究発表演題プログラム

## ■一般演題A

### ［美容福祉援助理論・障害者の事例］部門

座長　大西 典子　（山野美容芸術短期大学）


A－1．美容福祉援助　持論　仮説（1）……16
山野美容芸術短期大学　○濱田 清吉　荒井 典子

A－2．重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際　事例1……17
山野美容芸術短期大学　○荒井 典子　濱田 清吉

A－3．重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際　事例2……18
山野美容芸術短期大学　○黒田 文美　河野 誠二

A－4．精神障害者の共同作業所　喫茶・R≪美容福祉援助活動の実際≫……19
山野美容芸術短期大学　○西川 奈実　及川 麻衣子　中嶋 理

A－5．知的障害者施設における美容福祉援助の実際……20
―知的障害者施設Rにおけるボランティア活動の報告―
山野美容芸術短期大学　○及川 麻衣子　鈴木 昌子


## ■一般演題B

### ［高齢者等の事例・調査・開発］部門

座長　濱田 清吉　（山野美容芸術短期大学）


B－1．『美容福祉』技術講習受講生の意識調査……21
山野美容芸術短期大学　○鈴木 昌子

B－2．『美容福祉』技術講習受講生の意識調査（速報）と今後の課題……22
山野美容芸術短期大学　○秋元 弘子

B－3．「すいコ～ム」ができるまで……23
山野美容芸術短期大学　○奥山 一成
東海大学　健康科学部　田爪 正氣

B－4．ひきこもり女性に対する化粧を用いた心理的援助の検討……24
山野美容芸術短期大学　○野澤 佳子

B－5．高齢者施設のケアプランに美容セラピーを導入……25
介護老人保健施設　銀の舟　よこはま　○木谷 佳子

B－6．在宅における訪問美容福祉の役割について（※）……26
ＮＰＯ全国介護理美容福祉協会　美容福祉師　○佐野 美恵子


※誌上発表

A－1

# 美容福祉援助　持論　仮説（1）

山野美容芸術短期大学　○濱田 清吉　荒井 典子

## 1．はじめに

今日程、美容福祉に対しての関心が、福祉現場から生じ、強く求められている事はない。福祉施設を利用している人々、働く人たちのニーズでもある。F重症心身児施設では、平成16年4月より美容師の方々の導入を行い、福祉サービスとして実施している。

一方、福祉制度の改革が、めまぐるしく行われている。2000年には、社会福祉法が成立し、又、介護保険法も施行された。

社会福祉制度も措置制度から契約制度に変わり、社会福祉の理念も、利用者本位の考えを基本に据え、施設運営、福祉サービス提供が実施されるようになった。

今ほど、利用者にとっての福祉施設生活の質の改善、向上が求められ、今日的な課題として、社会福祉施設現場に突きつけられていることはない。

これらを背景に、以下、美容福祉援助とは何かについて提議をし、考察する。

## 2．美容、福祉の理念

美容は、人の髪を整え、顔を化粧し、美しく健やかな気持にする、個性の表現行為と考えてみよう。

また、美容とは何か、その理念とは何か。山野美容芸術短期大学初代学長　山野愛子先生は、1992年わが国唯一の美容に関する高等教育機関を設立され、美容福祉人材の育成に努められた。

建学の精神として①髪②顔③装い④精神美⑤健康美の美道5大原則を提唱され、希求され、定義されました。

美道5代原則は美容の理念とも言えます。

**福祉の理念**はというと、今日、利用者本位の福祉サービスが、日常生活の中に定着してきているように、福祉サービス利用者の①人権尊重②権利擁護③自立支援である言えます。

## 3．美容福祉援助

美容福祉援助とは、高齢者、障害者を対象とし、美容と福祉の両方の専門知識、技術、価値、倫理を持ち合せた、美容ワーカー（美容福祉師）が美容と福祉の理念を基底にし、利用者主体に美容福祉援助を展開し、利用者（高齢者、障害者等）の自己表現、自己実現、自立支援を目的とした援助活動である。

それには、今後の課題として、美容福祉実践、理論研究が期待される。すなわち、美容福祉の理念、専門技術（知識、技術、価値、倫理）の確立。美容福祉教育のあり方。美容福祉援助技術の確立。美容福祉の効果とは何か。美容福祉師の資格化、働く場の確保等々。

また、美容福祉サービスを制度としての福祉サービスとして取り込んでいくことです。

これら、ひとつひとつの課題を探求し確立していかねばならない。

また美容福祉サービスは介護予防対策の1つになるのではないかとも考えます。

## 4．美容福祉援助の展開

美容福祉実践の前に、利用者,家族のアンケート、面接の実施、情報の収集等を基に利用者理解を行うことが重要である。利用者の身体特性、コミュニケーション状況、趣味、興味、髪、顔の形、日常生活状況等の項目について検討する。と、それに伴って美容ワーカーは利用者の状況を理解する事ができ、展開イメージが沸き、把握できる。

次に、美容福祉の展開過程を①導入②実践展開③まとめの3段階とした。

特に、美容ワーカーは、利用者の生活、心身の状況、利用者自身の表現（美容）への期待、希望を事前に把握し、また展開中にも理解し続ける。

これは、利用者とより良い援助関係形成の確立をはかるために重要であり、利用者の受容的理解、共感的理解のために不可欠なのである。

## 5．今後の課題

美容福祉サービスを、制度としての福祉サービスとして確立する。

それには美容福祉援助技術論を確かなものにしていく美容福祉実践を積み重ね、事例検討を積み、地道な研究努力が急務であろう。

# A－2　重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際　事例１

山野美容芸術短期大学　　○荒井 典子　濱田 清吉

## １．はじめに

今回、私たちは八王子市にある通所施設‘K’に行ってきました。‘K’は平成10年4月、東京都と八王子市の補助金を受け地域デイサービス事業として活動を行っている施設です。私たちが伺った日はバーベキューの行事が行われており、一緒に参加させていただきながら、重症障害をもつ子の普段の様子や身体特性等、ご家族の方からお話を伺うことができました。

## ２．利用者の理解

重症障害をもつ N さんについてまとめていきます。Nさんは H 養護学校に通い、放課後は‘K’に通所する 14 才の女の子です。N さんの身体特性として、過緊張があり不随意運動が多いことが挙げられます。また寝たきりの為、車椅子を使用しています。コミュニケーション状況は、相手の話を理解でき、また発語がある点が挙げられます。また悲しい歌やメロディー、「おしまい」「おわり」を聴くと泣いてしまうという特性もあります。

## ３．美容福祉援助の展開

### ①導入

まず‘K’に伺う前に、美容福祉援助(カット)を行うNさんの写真を見せていただき、顔・髪型・身体状況を捉え、美容福祉援助を展開していくイメージを掴むことからスタートしました。美容福祉援助(カット)を行う場所は、以前美容室だった一室を使わせていただきました。

N さんは緊張気味な様子でご両親に車椅子を押されて来ました。そしてNさん、ご両親に「こんにちは、お願いします」と挨拶させていただいた後、今までのカット方法やどれくらいのペースで切っているのか等、質問させていただきました。これまでNさんの髪はご両親がお風呂場で奮闘しながら２～３ヶ月のペースで切り、美容師に切ってもらう機会が今回初めてということで、ご両親のとても楽しみな様子が私たちに伝わってきました。

### ②展開

準備を進める私の姿に N さんは興味を示し、きょろきょろと様子を伺っていました。カットクロスはNさんの母親が手作りで今回、作っていただいたものを使わせていただきました。「お姉さん切っていくね」、「髪の毛ぬらしていくね、ちょっとつめたいかな」とNさんに声かけを行いながら、水スプレーでNさんの髪を濡らし、鋏を入れていきました。最初Nさんは緊張気味で不随意運動があり、ご両親に手や頭部を押さえていただきました。長さの確認をしていただきながら、「チョキチョキ」とリズムを加えた声かけをし、徐々にNさんの緊張も和らいできました。しかし、途中で少し飽きてきた場面もあり、不随意運動が強くなると、「力いれないよ」とご両親がNさんに声かけを行いながら、Nさんの好きなテレビ番組の話題を挙げ、N さんの好きな言葉のフレーズを一緒にかけていきました。するとNさんも笑って楽しんでくれました。N さんも落ち着いてきて、「N ちゃん、もうちょっとね」と声かけをしました。

### ③完成

仕上がり状態をご両親に確認していただきながら、Nさんの髪を切り終わり、最後に「お鏡見ましょうね」とNさんに笑顔で声かけを行いました。Nさんは鏡を見ることが好きだということで、話しかけた内容を理解しているようでわくわくしている様子でした。「きれいになりましたね」とNさんに声かけを行い、折りたたみの鏡をNさんに向かって開いた時、鏡に映る自分の姿を覗きこみ笑顔になってとても喜んでいました。ご両親も「きれい、きれい」と笑顔でNさんに声をかけました。

## ４．今後の課題

N さんのケースを実践してみて感じたことは、美容福祉援助を通して喜びを共感することができたということです。日常のちょっとした時間の中で美容というものに触れた時、重症障害をもつ子から発せられるパワーの大きさに家族をも巻き込んで喜びを感じ合う、一体となった感動を私たちも感じることができました。今後につなげていく課題として『重症障害をもつ子の一人一人の特性を理解した上での様々なコミュニケーションの方法』について研究し、実践していく必要があると感じました。そして、『重症障害をもつ子の身体特性の把握による技術対応』の援助の方法や薬の副作用による毛髪の量・太さ・伸びるスピードの違い、時間の問題等一人一人が持ち合わせている特性の事例を重ね、美容・福祉双方の技術の向上を含む、より確かな美容福祉援助の展開・研究に邁進していきたいと思います。

# A－3　重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際　事例２

山野美容芸術短期大学　○黒田 文美　河野 誠二

## １．はじめに

本事例は、本学の美容福祉実践研究会と交流のある八王子市内の施設‘K’に通所するＲさんの美容福祉援助（カット）をさせていただいた報告です。ＲさんはＨ養護学校に通い、放課後は‘K’に通所する１５歳の女の子です。Ｒさんの身体特性として低緊張があり、びっくりしやすい事があげられます。また、寝たきりの為、生活をするのに車椅子を使用しています。コミュニケーションの状況は、話している事はある程度の理解ができ、興味を持てば「やりたい！」とサインを出します。

## ２．美容福祉援助の展開

### ①導入

Ｒさんの美容福祉援助（カット）を行うにあたり、事前に‘K’での写真や身体特性の資料等をいただき、また、Ｒさんの美容福祉援助（カット）をした事のある美容福祉師からも情報を得て、利用者の状況理解に努めました。更に当日は、Ｒさんやご両親と面接を行い、希望するヘアースタイル、毎日のセット、ドライヤーの使用、気を付ける点等、いくつかの質問をさせていただきました。美容福祉援助（カット）を行う場所は、山野美容芸術短期大学内「美容室（ＹＣＡ　Beauty Salon)」を利用しました。数ヶ月に１度のペースで美容室に通い、カットをしていると言うお話でしたが、ご両親とも短大内施設と言う事で大変興味を持って下さいました。

### ②展開

カットを始めるにあたり、あらためてＲさんに「こんにちは黒田です。Ｒちゃんよろしくね。」と声をかけると、リラックスし、照れたようにうつむきましたが、お母さんが「ハイは？声出さないの？」と話しかけると、笑って軽く手をあげてくれました。車椅子のまま、まず胸のベルトを外し、背もたれを折りたたみました。体幹が安定しないので、お母さんがＲさんの顔を支えて下さる中でタオルとクロスをかけました。導入時の面接で教えていただいた点に注意を払い、私（美容福祉師）の動きに驚かぬよう、常に声かけをしながら進めて行きました。うつ伏せ寝が多く、口に髪が入るとなめるので２つ結びが定番のヘアースタイルというお話でしたので、結べる範囲内で短くカットさせていただきました。

また、前髪カットの際は、顔の前に手がくると嫌がるという事で、視界に手が入らぬように頭の上でカットをしました。Ｒさんは私が動くと気になる様子で左右に顔を向けましたが、それ以外は、鏡を通して美容福祉援助（カット）をしている様子を見ているようでした。途中で疲れてきたのかＲさんの体の動きが増え、首が後ろに倒れやすくなってきたので「ごめんね、もうちょっとね。」と声かけをしつつ、仕上げて行きました。Ｒさんの限度の時間は確認してありましたが、施術中に聞いた歯ぎしりや、ため息も限度のサインではないかと思いました。

### ③完成

軽く２つ結びにしてご両親に長さと毛量を確認していただきました。私（美容福祉師）とお母さんが「Ｒちゃんどう？」「ＯＫ？」と話しかけると、Ｒさんは目を伏せました。１度２つ結びをはずしてカットした毛くずをドライヤーでとばし、再度結んで完成となりました。「Ｒちゃんちくちくしない？」と声かけをし、顔と首の毛を払い、クロスとタオルをはずしました。私（美容福祉師）が「Ｒちゃんまたカットをしに来てね。」と話しかけ、お母さんが「ハイは？」と聞くと、笑ってうなずいてくれました。

## ３．今後の課題

今回は、車椅子の背もたれを腰まで折りたたんだ状態で行いましたが、次回は、体勢を考慮し、背もたれのあるサロンの椅子に移乗していただき、行いたいと考えています。また、安全で正確な技術とスピードの必要性や、声かけ等のコミュニケーションの重要性をも感じました。ご両親と相談をし、Ｒさんにとって出来るだけ負担にならない状態で進めていく工夫をして行きたいです。今後、美容福祉援助（カット）実践を展開していく上で、受容、共感的理解を深め、より良い援助関係を形成して行きたと思います。そして、多くの事例を積み重ね、美容福祉師の誰もが積極的に取り組めるよう、美容福祉援助技術の確立に努め、美容福祉がもたらす効果を多くの方に実感していただきたいと考えています。

A－4　精神障害者の共同作業所　喫茶・R≪美容福祉援助活動の実際≫

山野美容芸術短期大学　○西川 奈実　及川 麻衣子　中嶋 理

## 1．はじめに

今回私たちは、多摩市にある通所施設”共同作業所R”で、ボランティア活動を行った。

”共同作業所R”は、精神障害者を対象とした通所施設で、活動内容として、内職作業、公園清掃等の仕事をしている。

今回、私たちが美容福祉援助活動を行った方々は、自主製品として、クッキーや、ケーキなどをつくり、”喫茶R”という喫茶店で、販売・接客などを行っている。

## 2．実施内容

日時：平成１７年９月３日（土）13：00～
対象：”喫茶R”のスタッフ（利用者、職員）
内容：メイク、ネイル、ハンドマッサージ、
　　ヘアセット

## 3．美容福祉の実際

### ①導入

施術を行う前に、職員の方々、利用者のご希望等について打ち合わせを行った。殆どの方がメイクを希望していることが分かり、一つの机に、美容ワーカー２名、利用者４名の四つのグループに分かれて行うことにした。

始まる時間になると利用者の方々はそれぞれに入ってこられ、自分の名前を見つけ机に座るなり、談話を始めたり、ネイルを手に取ったりと、和やかな雰囲気の中、施術を始めることにした。

### ②展開

利用者の一人である女性Ｉさんは、緊張されているのか、そわそわされていた。「こんにちは。初めまして。西川と申します。今日は宜しくお願いします。」と、Ｉさんの目を見て挨拶すると、Ｉさんは、はにかみながら、目をそらし「宜しくお願いします。」と小さな声で言って下さった。Ｉさんは普段から控えめなメイクをしているようで、この日もアイシャドーなどはつけず、ファンデーションと薄い色の口紅だけだった。Ｉさんは口数が少なく、好きな色や、メイクで気になることなどを聞いても意思表示はされなかったが、それでもうつむきながらも、はにかんでいる表情が見られ、印象的だった。

Ｉさんのメイクの様子を見ていた一人が、「自分に似合う色が分からないのよねぇ。」と言うと、それまで鏡を見ずに顔や体を動かさなかったＩさんが、顔を向けた。その様子を見た私は、何色か、それぞれの色が与えるイメージを説明しながら、「Ｉさんだったら、この辺の色が似合うと思うのですが。」と言って二色程の色を示した。

Ｉさんは、はにかみながらも、「そうねぇ」といった悩まれている表情だったので、少しでもＩさんの自信に繋がればと思い、片目ずつ違う色のアイシャドーを付けた。

そしてＩさんに鏡を見てもらい、雰囲気などを話し、時間をかけてでも、Ｉさんにどちらの色が良いか選んで頂いた。メイクは興味がないわけではなく、普段からしているものの「人前に出ることが元々苦手で、仕事も調理場なので出る機会がない。」と言っていた。ただ自信がなく、また、色味を使うことに抵抗があるのではないかと感じた。そこで、濃い色は選ばずに、Ｉさんに合った淡い色を選んだ。

また、色を選ぶ際に何色かを示し、表情を見て、説明しながらＩさんと一緒に確認しながら決めていった。

### ③完成

始めた時は、うつむき加減だったが、色を入れていく度に、段々と自分から鏡を見たり、顔を左右に動かし、色味を確認している姿が見られるようになった。周りの人から、「いいわよ、素敵よ。」と言われると、Ｉさんは、照れながら、はにかんだ笑顔になった。

## 4．今後の課題

今回、美容福祉援助（メイク）を行って、自分の意志をうまく言葉にできないＩさんの一つ一つの表情や仕草から、美容ワーカーがいかに要求をキャッチし、美容福祉援助を展開していく難しさや、大切さを感じた。それは、受容と共感の関係が重要だと考えた。

今後、美容福祉援助活動が利用者の生活、仕事への自信につながり、さらに自立するためのきっかけになることを願い、美容福祉実践活動を積み重ねていきたい。

A－5

# 知的障害者施設における美容福祉援助の実際

## ―知的障害者施設Ｒにおけるボランティア活動の報告―

山野美容芸術短期大学　　○及川 麻衣子　鈴木 昌子

### １．はじめに

今回で３回目のボランティア活動になる知的障害者施設Ｒは昭和４７年４月に知的障害者福祉法に基づく都立の知的障害者更生施設として設立された。広大な敷地内には１０棟の生活棟のほかに管理棟、医療棟、地域活動センター、職員住宅などがあり、入所利用者の定員は１６０名（男・女各８０名）、短期入所利用者８名、ディサービス利用者１５名である。

この施設でのボランティア実施内容や、活動内容の様子を報告する。

### ２．対象・美容ボランティアの実施内容

日　　時：平成１７年５月２１日（土）
　　１３：００～１５：３０
対　　象：施設利用者（施設従事者も可）
実施内容：・メイク
　　・ネイル
　　・ハンドマッサージ

### ３．展開・実施結果

ケース１：女性Ａさんの場合
ケース２：男性Ｂさんの場合
ケース３：女性Ｃさんの場合

### ４．考察

美容のボランティア活動を始める前と、始まってからの明らかな違いは、美容を通してその場にいる人々の笑顔が溢れ、結果その場の雰囲気が明るくなることである。

そして目の前で次々と起こる新しい自分の発見、変化、嬉しさ、楽しさをみんなで共有することができる。

私達がこれから先、より良い美容技術を提供できるようにしていくには、それぞれの方の精神的不安や、体にかかる負担を理解し、少しでもその状態を軽減できるような美容技術を考えていく必要がある。そのためにも、施設の方々のご理解やご協力は欠かすことのできない大切なことだと考える。

### ５．おわりに

今回、この活気ある楽しいボランティアが成功に終えることが出来たのも知的障害者施設Ｒの職員の方々の細部にわたるご配慮やご理解、ご協力があったからです。こちらの施設では、いつも忙しい中、歓迎のパネルを作って迎えてくださり、利用者の方も私達も喜ぶような心温まる演出、雰囲気づくりをしてくださいます。そんな温かい雰囲気の中、私達も気持ちよくボランティアを始めることができます。

また、ボランティアが始まれば職員の方も一緒に参加してくださったり、一人一人付き添ってくださいます。美容技術後に利用者の方にかけてくださる言葉は、普段の自分を知っている職員の方だけに、変化を認識し、心からの一言として素直に受け止め、嬉しく思っているように感じられます。そういった職員の方の言葉と美容の相乗効果が、心理的に影響を与え、行動変化・改善などに繋がれば良いと考えます。

また、ボランティア後にはいつも交流の場を与えていただき、この交流から学び考えさせられることも多々あります。こういった交流の積み重ねがこれからの美容福祉への第一歩に繋がると強く確信しています。

B－1

# 『美容福祉』技術講習受講生の意識調査

山野美容芸術短期大学　鈴木 昌子

## 1．はじめに

江戸時代から、日本の美容についての多くの著作があるように、長年、美容とは「みだしなみ」として取り扱われてきた。

しかし、戦争中「おしゃれ」は不道徳として取り扱われるようになった為、高齢者に接する人の中にも、いまだこの考えをもっている人がおり、「おしゃれ」は軽視されてきた。

果たして人間の自然の欲求を無視または軽視することは、人間としての尊厳が保たれていたのであろうか。そこには人間としての尊厳は存在していなかったといっても過言ではない。

だからこそ、人間としての尊厳が保たれる介護ができるよう、人材を育成しなければならない。

これからは美容福祉師のように、福祉と美容両方のニーズに応えられる、より充実した介護の出来る人材が望まれる。

美容福祉師とは日本美容福祉学会に認定された資格で、高齢者・障害者等に美容を施すことが出来る。

介護を受ける人が中心に福祉を考えたとき、介護する側の人材はどうであろうか。

そこで、この講習の体験を通し自分が感じたことを活かしながら、どのようにして満足してもらえる介護が出来るか考えていかなければならない。

また、介護を受ける方の欲求はその人自身のこれまで生きてきた生活の歴史と深く密接しているので、その人の人生背景を考慮しながら「生きるほどに美しく」という望みに向かって手助けできる人材を多く育成していきたい。

## 2．講習内容とそのアンケート

講習ではネイル・ハンドマッサージ・メイク等を取り入れ、高齢者・障害者に施す理論と技術講習を学び、今までの復習を兼ねて新しいことを学ぶことができます。

また、アンケートをとることにより、施術者自身が介護を受ける方の気持ちを理解でき、この講習会をより介護者に近い立場で受講してもらえると考えます。

＜アンケート＞

①この公開講座をどこで知りましたか
②おしゃれに関する情報はどこから得ますか
③どんなときにおしゃれをしたいですか
④おしゃれをした時、どんな風に感じますか
⑤おしゃれをする時、一番どこに気をつけますか
⑥ヘアスタイルで一番気になることは何ですか
⑦どのような時今日の実習を役立てたいですか
⑧今日の講習で自信がつきましたか
⑨一番興味があるのは何ですか
⑩この講習で学んだことを誰にしてあげたいですか

受講生は⑩に対し、「講習で学んだことを祖母にしてあげたい」が一番多かった。

## 3．おわりに

平成 17 年９月７日（水）の全国理美容新聞に美容可能人口について分析（並木孝信氏）があります。

美容室１店あたり約 219 人

| | | |
|---|---|---|
| 15～29 歳 | 54 人 | （24.7%） |
| 30～49 歳 | 81 人 | （37.0%） |
| 50～69 歳 | 85 人 | （38.8%） |

50～69 歳が全体の 38.8%を占めています。

これよりわかるように、高齢になると「美容」や「おしゃれ」が遠ざかるのです。

サロン経営においても高齢社会の加速によって、さらにこの需要が高くなり、これからの顧客への対応、アプローチが重要な課題であります。

だからこそ、その人の生活や環境を理解したうえで介護と美容のニーズに応えられる美容福祉師必要なのです。

# B－2 『美容福祉』技術講習受講生の意識調査(速報)と今後の課題

山野美容芸術短期大学　秋元 弘子

## はじめに

『美容福祉』技術講習は、山野学苑が目指す『美容福祉』を実践するため、今年度から開始した「福祉理美容師」を養成するコースを中心とした公開講座である。この講座の内容や開講方法等が受講者の方々に、適切で効果的な内容となっているのか検討する必要がある。

## 調査目的

公開講座の受講動機、講座への要望・期待及び受講後の感想・満足度等を明らかにし、講座内容をより良いものにするために行った。

## 調査期間

平成１７年４月～８月末の５ヶ月間。

## 調査方法

本講座講習の開始時(日)と最終日に調査用紙に記入する集合調査法とする。1 日講習のコースは、講習開始前と当日講習修了時に記入。

## 調査対象

調査期間中に、学生向けの『美容福祉』技術コース以外の３コースを受講した 170 名。

## 『美容福祉』技術講習とは

下記の 4 コースが開講されている。

○理容師・美容師向け
「福祉理美容師」養成コース(4 日講習・4 週間)

○一般社会人・学生向け
「美容福祉」技術コース(夜間11日講習・4週間)

○一般社会人向け
「基本介護」技術コース(1 日講習)
「基本美容」コース(1 日講習)

「福祉理美容師」養成コースを修了すると、希望する理容師には「NPO 全国介護理美容福祉協会認定福祉理容師」の認定証、美容師には「日本美容福祉学会認定福祉美容師」の認定証が授与される。

## 講習内容(カリキュラム)　配布資料参照

## 回収状況

| | 配布数 | 開始日 | | 最終日 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 回収数 | 回収率 | 回収数 | 回収率 |
| 男性 | 24 | 19 | 79.2% | 24 | 100% |
| 女性 | 146 | 120 | 82.2% | 123 | 84.2% |
| 合計 | 170 | 139 | 81.8% | 147 | 86.5% |

## 調査対象者の概要

### ①性別

| | 開始日 | 最終日 |
|---|---|---|
| 男性 | 13.7% | 16.3% |
| 女性 | 86.3% | 83.7% |

### ②年齢別(配布資料参照)

最年少は男女とも 22 歳
最高齢は男性が 62 歳、女性は 68 歳

### ③３コース受講者の資格状況(配布資料参照)

## 調査結果

### ④受講の理由・動機(配布資料参照)

### ⑤受講後の満足度

| | 実数 | % |
|---|---|---|
| 受講して良かった | 141 | 95.9 |
| どちらとも言えない | 5 | 3.4 |
| 良くなかった | 0 | 0 |
| 無回答 | 1 | 0.7 |
| 合計 | 147 | |

## 考察

・受講対象者の状況　・受講者の要望、期待
・受講後の感想、意見・講座内容と開講方法

## 結論

受講者の状況、要望、期待及び課題も今回の調査で明らかになった。この結果をもとに、まだ受講されていない理美容師の方々の意識、要望等も明らかにし、公開講座の内容、開講方法等を十分に検討することによって、今後の講座内容の充実を目指すことができるであろう。

B－3

# 「すいコ～ム」ができるまで

山野美容芸術短期大学　奥山（おくやま） 一成（かずしげ）　東海大学健康科学部　田爪（たづめ） 正氣（せいき）

## 訪問散髪機器「集髪」開発経緯について

### 1、

動機　今から、約 15 年前、美容師として社会に役に立つように、ボランティア散髪活動を特別養護老人施設で行った。何回かボランティア活動を行っていたら、施設の指導員から、髪の毛を衣服や床に落とさないでカットできないかと提案された。

### 2、

提案を解決するために　髪の毛を吸引しながらカットすれば良いと仮定し、掃除機を使用して髪の毛を落とさないでカットする方法を研究し始めた。試作１、掃除機、付属のすきまノズル吸引口にコームを着装して、研究した。問題点、吸引力はすきまノズルの面にかかるので、髪の毛が側面にくっつき、はさみで髪の毛をカットできないことが判明した。

### 3、

解決方法　すきまノズルの中に中板を着装し、コームの根本の位置と水平にした。

吸引力が中板にかかり、髪の毛が側面にくっつかなくなり、はさみで髪の毛をカットできるようになった。

### 4、

その結果　掃除機の吸引力で髪の毛をひっぱり、髪の毛を落とさないでカットができ、実用新案申請に至った。

### 5、

美容師法第 8 条で、「皮膚に接する布片を客 1 人ごとに取り替え、皮膚に接する器具を客１人に消毒する」と定められている。クシやハサミの消毒は温水による一次洗浄後に消毒用エタノールを用いている。しかし、医療福祉施設内において美容サービスを実施する場合、院内･施設内感染予防対策を考えなければならない。我々は、平成 10 年、「寝たきり老人等、理美容室利用者困難者のための保健衛生用具（集髪）の開発」でＮＥＤＯより福祉用具実用化開発費助成金を得て、主に「集髪」の「クシ」の部分の衛生管理について検討した。

Ａ、医療福祉施設内において美容サービスを実施した際の「クシ」の消毒方法について検討した。その結果、消毒エタノール、銀イオン、酸性水は細菌に汚染されたクシの消毒に使用できることが判明した。

Ｂ、滅菌できる「クシ」、無菌空気の排出する掃除機の開発・改良を行なった。使用後の「クシ」は消毒より滅菌した方がより安全性が高いので滅菌可能な耐熱性の「クシ」を開発した。

また、集髪に使用する掃除機は細菌に汚染された空気を室内に排出し、感染源になる可能性があるため、細菌などの微粒子を通過させないＨＥＰＡフィルターを用いてより衛生的な空気を排出する掃除機に改良した。しかし、これらの「クシ」や掃除機はコストが高く実用化されなかった。

これらの過程を経て、安価で実用的な「すいコ～ム」を山野学苑が開発した。今後、在宅ケアの分野で「すいコ～ム」を用いた美容サービスが盛んに行われることを期待する。

# B－4 ひきこもり女性に対する化粧を用いた心理的援助の検討

山野美容芸術短期大学　野澤 桂子

## 【問題と目的】

「社会的ひきこもり」とは，6ヶ月以上，自宅に引きこもって社会参加をしていない状態が持続しており，ほかの精神障害がその第一の原因とは考えにくいもの（斉藤,1998）を指す。本研究は，社会的ひきこもりの青年期女性に対して，化粧を手段とした社会参加への援助が考えられないかを予備的に検討する目的で行った。①思春期から青年期は，自己の容姿が最も気になる年齢であること，②ひきこもり青年特有の自己評価の低さに対して，「自信の上昇」「積極性の上昇」などの化粧の心理的効果（松井,1986）が有効に作用する可能性のあること，③化粧は社会性の高い行為であり，彼らが強く望んでいる社会参加をイメージさせるものであること，などの理由から，化粧というテーマは，彼らの継続的な出席を促進し，自己評価を高める可能性があると考えられる。

## 【方　法】

**被験者**：関東地方のフリースクールに在籍する青年期女性（18歳～23歳）5名。

**実施期間**：2005年1月～2月

**手続き**：①各コスメプログラム前後に，隣室において質問紙②フリースクールスタッフによる行動観察，③半構造化面接（終了2ヶ月後）を実施。

**コスメプログラム**：フリースクールの特別プログラムとして，毎週1回2時間，全5回を実施した。プログラム参加者は，被験者5名・フリースクールスタッフ2名・化粧専門技術者1名・臨床心理士1名である。ソーシャルスキルトレーニング的に構成するため，毎回，主要な技術テーマを設定し，専門技術者の指導のもと自らおこなう自己化粧形式とした。道具の手入れや会場整理もプログラムに含め，簡易な継続課題も与えた。また，脅威とならない程度に出席を促進し，かつ，被験者に達成感を得させるため，自己強化手続きとしてスタンプカードを用いた。なお，被験者の中には精神疾患症状を有する者も含まれるため，プログラムが被験者の負担にならないよう，常にスタッフや医療関係者と連携をとりつつ実施した。

**質問紙**：短期的効果を測定するものとして①多面的感情状態尺度短縮版，より長期的な効果を測定するものとして②Self-Efficacy尺度（本研究のために作成）を用いた。化粧技術・気軽な外出・初対面の人との会話・予定行事への参加などについて，「できる気がする」程度を，0（全くあてはまらない）から6（非常にあてはまる）までの7段階で評定するものである。

## 【結果と考察】

多面的感情状態尺度については，各回の前後で測定し平均値の差の検定を行った（Table1）。その結果，抑鬱・不安，敵意，倦怠などの否定的感情が低下し，活動的快，親和などの肯定的感情が上昇するなど，プログラム参加により，有意な感情状態の改善がみられた。

Table1.多面的感情状態尺度の平均得点（SD）及びt検定結果

| | 参加前 | 参加後 | t値 |
|---|---|---|---|
| 抑鬱・不安 | 14.42(2.49) | 11.46(2.25) | 3.617＊ |
| 敵意 | 11.71(4.50) | 8.74(2.80) | 3.653＊ |
| 倦怠 | 13.56(3.16) | 9.17(3.20) | 4.026＊ |
| 活動的快 | 8.91(1.49) | 12.08( .86) | 5.077＊＊ |
| 非活動的快 | 10.64(2.06) | 11.05( .86) | .475 |
| 親和 | 10.64(3.48) | 12.61(2.67) | 3.171＊ |
| 集中 | 10.46(1.79) | 11.12(1.83) | 1.098 |
| 驚愕 | 9.75(2.32) | 11.98(1.13) | 2.662† |

†p<.10, ＊p<.05, ＊＊p<.01 表中の数値は平均,()は標準偏差

Self-efficacyについては，プログラム実施期間の前後で比較すると，各人平均して3.6項目（全5項目）の改善がみられ，4名については2ヶ月後も維持されている。(一例として，Figure1参照)

行動変化については，1名が1回欠席した以外，全員皆勤であり，スタッフ評価によると，スクール行事への参加率としては「画期的」なものであった。「体調の悪い日もがんばって参加できてよかった」「初めて一つのことを続けられた」という被験者の感想に表われているように，達成経験の繰り返しがSelf-Efficacyを上昇させたものと思われる。また，新学期にむかって，A(18歳)は2年間の休学から夜間高校復学，D(18歳)は大学受験の準備再開のため予備校通学，E（23歳）は10年のひきこもり歴の中で初めて隔週のアルバイトを始めた。Self-Efficacyの変化が行動の先行要因・予測要因となること，臨床場面におけるSelf-Efficacyと行動の改善が日常行動にまで一般化すること（Bandura,1967）は従来から指摘されており，本研究の被験者にも妥当したものと考えられる。

Figure1. 外出に対する自己効力感の変化

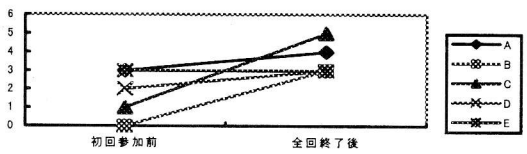

B－5

# 高齢者施設のケアプランに美容セラピーを導入

介護老人保健施設　銀の舟　よこはま　木谷 佳子

## 【はじめに】

かつてないスピードで日本は高齢社会に入り、2000 年介護保険がスタートした。今年は制度の見直し一部改正が 10 月より始まっている。趣旨は制度の持続可能性と予防的サービスの提供による重度化の防止である。

介護保険制度下では施設ケアプランを中心に介護サービスが展開されており今回、介護支援専門員と美容福祉師を兼務していることを生かし、美容セラピーをケアプランに導入し、試みた。そこで、介護予防に美容がセラピーとしての力を発揮するという好結果をえられたので報告する。

## 【事例紹介】

A．Mさん女性　94 歳 介護度 3

夫が亡くなってから一人暮らしであった。平成 11 年より変形性膝関節症で膝に水が溜まり歩行困難となった。その為、平成 12 年 1 月次男宅に引き取られ福井県より横浜に転居している。平成 15 年 7 月 5 日夜間自宅トイレにて転倒し左大腿骨外側骨折で入院、手術をされている。その後、有料老人ホームに転所。9 月 11 日、当施設に入所となった「全身性不安症」の病気で聖マリアンナ病院より内服薬の処方あり。平成 16 年 7/17 よりバルンカテーテルが留置されている。レクリエーションへの参加、リハビリへの参加も少なくなり、食事も自分では部屋から出て来なくなり、玄孫にも会いたくないという状態に落ち込んでいた。また、時計の時間をよめない、など認知症の症状が表れていた。

## 【　美容セラピー導入の目的　】

・玄孫に元気な顔で会う。
・精神的にはりのある生活を送る。
・認知能力、ＡＤＬ能力の低下を予防する。

## 【　方法　】

・施設のケアプランの中に組み入れ、チームで関わる体制を取る。
・美容セラピー方法

初回は玄孫が到着する当日に美容福祉師による美容福祉師によるカット・化粧。それ以降　毎日、介護職員、家族がメイクの手伝いをする。美容福祉師として 1 回/2 週関わる。

## 【　結果　】

美容セラピーを行うことで劇的に元気になられ、玄孫にも会われ、レクリエーション、リハビリにも積極的に参加されるようになる。食事も 1/2 粥食から常食（普通量）に戻り全量摂取となる。また、認知症の症状は現在、見られない。

## 【　考察　】

高齢者施設においてはおしゃれとして、理美容に「訪問理美容」が入ったり「メイクアップ講座」として化粧品メーカが入ったり、スポット的に学生ボランテァが入ったり、外部の人材に頼ることが多い現状である。

ケアプランに美容セラピーを導入するという事例を多く重ねることで重要性とニーズが高まり、高齢者施設に美容福祉師の人材の要求が出てくることが望まれる。

B－6

# 在宅における訪問美容福祉の役割について

ＮＰＯ全国介護理美容福祉協会　　美容福祉師　佐野 美恵子

## １．はじめに

実践事例として、東京都東久留米市にお住まいのＡ子さん（85歳）について、ご報告させていただきます。

Ａ子さんは、現在、実娘さんと二人暮しです。平成15年に２度目の脳梗塞になり、全身に麻痺があります。同年、気管切開と胃瘻の設置手術を実施されています。介護度５で、ほとんど寝たきりの生活です。訪問介護、訪問医療、訪問看護等の在宅福祉サービスを利用しています。Ａ子さんに関っている専門職の人たちは、それぞれと連携をとり、プログラムを作成して援助にあたっています。

訪問美容は、平成16年６月よりご利用いただいています。きっかけは、娘さんがインターネットでＮＰＯ訪問美容の存在を知り、申し込みをなさったとのことです。

## ２．訪問美容福祉の実際と生活

Ａ子さんのお宅を訪問する度に,病状の経過や、生活習慣、性格、趣味などについて、娘さんから情報を提供していただき、色々とお話もしてくださいます。

美容の施術前には、その都度、留意点などについて確認させていただきます。今回は、コミュニケーションの方法や、衛生面（感染も含む）、左唇の麻痺によるヨダレの処理方法、吸痰を行う時のタイミングなどが挙げられました。

身体的には、車椅子への移乗が可能ですので、施術の時には、車椅子に腰掛けて行います。足元に高さが調節できる台が用意されていて、30分位はその姿勢を維持することが出来ます。娘さんは、車椅子に腰掛けたＡ子さんの前に全身が写るほどの大きな鏡を用意してくださいます。

散髪のこと、衛生面のこと等を考慮して『すいコーム』のカット法、従来のカット法を、その時にＡ子さんの身体の体調に合わせ選択します。カットもできるだけＡ子さんのご希望にお応えできるよう、ゆっくりとコミュニケーションをはかりながら施術していきます。

Ａ子さんは、お話はできませんので落ち着いた雰囲気、お互いの表情がわかるような位置、同じ視線の高さで、お声をかけさせていただきますと、ちょっとうなずき、一瞬目を閉じるというような、ささやかなサインを私に出してくださっていることがわかります。

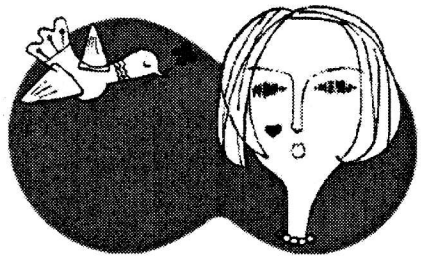

ヘアスタイルが整っていくなかで、鏡に写るＡ子さんの顔にも変化が表れます。大きな瞳には輝きが増し、晴れやかでゆったりとした笑顔になります。視線も何度も合うようになります。娘さんは「綺麗になりたい、と願う高揚感からなのか、いつもより吸痰回数が減るんですよ。」、「母は、このような病状であっても、普通の感覚は持っているし、普通に生きたいと思っています。美容の時間は、母の尊厳が守れている大切なひとときです。」と美容のもつ効果に大変喜ばれます。

また、娘さんからは、相談を受けては一緒に考え、助言をさせて戴く事もあります。「私は、今、とても不安と恐怖の日々を送っています。」と打ち明けてくださいました。最近各地でいろんな自然災害が起こっています。娘さんは「もしも災害により、電気が不通になったら、母の生命はどうなってしまうのか？」ということが心配なのです。実は、Ａ子さんが生命を維持するために使用している医療器具は、殆ど、電気が必要なのです。

早速、娘さんはＡ子さんに関っている在宅福祉サービスの関係者と、地域の特性、受け入れ先の病院、施設、社会資源、制度の問題、民生委員等の利用等について、具体的に調査し、災害時の対応策等について話し合われました。

## 3．終わりに

訪問美容福祉は、Ａ子さんにとって在宅福祉サービスの一つと考えます。訪問美容福祉を行い、Ａ子さんの生活を理解することもでき、その大切さをも知りました。訪問美容福祉サービスを今後に繋げていくためにも、Ａ子さんの生命と尊厳を守るための生活環境、条件を整え、的確な判断と行動（美容福祉サービス）がとれるようにしなくてはならないと考えます。本事例を通して、在宅訪問美容福祉の役割の重大さを改めて考えさせられ、認識いたしました。

## ◇資料編

日本美容福祉学会 ……29

NPO 全国介護理美容福祉協会 ……38

山野美容芸術短期大学美容福祉学科 ……51

# 日本美容福祉学会

Japanese Society of Welfare and Aesthetics

【事務局】〒192-0396 八王子市鑓水 530　山野美容芸術短期大学内
◇理事長＝山野正義　◇事務局長＝佐野恒夫
TEL 0426-77-0111　FAX 0426-77-0234　E-mail:jswa@yamano.ac.jp

## 1、設立経過と活動実績

◆「日本美容福祉学会」設立＝平成 11(1999)年 11 月 11 日・東京（日本外国特派員協会）

「日本美容福祉学会」は高齢社会の福祉に貢献することを目的に、日本で初めて「美容福祉」の必要性を提起した山野正義・学校法人山野学苑理事長の提案・呼びかけに各界から下記の方々が賛同して設立された。

【設立発起人】

大嶋　恭二（東洋英和女学院教授）
岡本　民夫（同志社大学教授）
古野谷　亘（聖学院大学教授）
大坊　郁夫（北星学園大学教授）
西坂　才子（スリムビューティハウス）
野坂　　勉（大正大学教授）
原田　克己（大妻女子大学教授）
丸山　欣哉（宮城学院女子大学教授）
米山　岳広（武蔵野女子学院大学助教授）
星野　卓雄（東京テミス法律事務所）
堀部　美行（堀部モードインターナショナル代表）
新藤　アイ（山野流着装宗伝）
福渡　　靖（山野美容芸術短期大学美容福祉学科長）
山野愛子ジェーン（山野美容芸術短期大学教授）
渡辺　聰子（山野美容芸術短期大学美容福祉学科教授）
多田　正明（山野学苑秘書室長）
三宅政志公（山野美容専門学校事務局長）
福島　　清（山野美容芸術短期大学事務局長）

【日本美容福祉学会設立趣意書】＝平成 11(1999)年 11 月 11 日

我が国の生活水準は、第２次世界大戦終了後著しく向上し、その結果西欧諸国と肩を並べ、むしろこれらの諸国を凌駕する状態になってきたことは、慶賀の至りであります。

現在、国民の総所得は、世界のトップグループに入っておりますが、個人所得、住宅事情、交通機関の整備などでは必ずしも満足のいく状態ではありません。さらに最近の経済不況によって、失業率は我が国史上、最高率を更新しつつあり、好景気時代の国民の生活価値観の多様化の影響を受けた不満足感も大きくなってきております。

一方、国民の健康面をみると、生活習慣に起因するいわゆる「生活習慣病」に悩んでいる方が多くなってきています。最近、我が国の人々の社会生活は、人口の高齢化、出生率の低下による少子化、国際化の進展、産業技術の進歩発展、生活価値観の多様化等、国民の福祉と健康に影響を与える条件が急激に、しかも大きく変化いたしました。その結果、21 世紀を迎えるに当たって、社会福祉の面では、単に所得保障、住宅の確保など恩恵を施すものだけでなく、生活を豊かにし、人間性を高めるものであり、いわゆる生活の質（Quality of Life＝QOL）の向上をもたらすものであります。また健康面でも、生活習慣病、再興感染症、ストレスの時代と言われるようになりました。このように福祉面、健康面のいずれも、すべての国民を対象として取り組む時代となりました。

一方、生活価値観の変化の中には、従来パーマをかける、ヘアカットをする、化粧をする、髭を

剃る、ネクタイを結ぶといった行為が、単なる「きれい」「カッコイイ」「華美」「キザ」としたとらえ方ではなく、生活にとって必須の要素として受け取るようになってきました。今後はこうした行為が、「身だしなみ」「おしゃれ」「エチケット」の一つとして、積極的に生活の質の向上のために求められるようになっていくでしょう。

21世紀を迎えるにあたって、高齢社会における社会福祉のあり方について如何にあるべきか、を考えなければなりません。すなわち高齢者、障害者の要介護者、介護者の人間性が尊重され、生活の充実のためには、介護を中心にしながら広くすべての国民を視野に入れて、健康面に配慮しつつ、「身だしなみ」「おしゃれ」としての諸行為を積極的に取り入れ、高齢者、障害者の自立、個性豊かな生活を達成することが必要であろうかと思われます。

今回、こうした新しい社会福祉のあり方を考え、また経済的な面での福祉の充実だけでなく、心理、精神的な面での充実を如何にするべきか等を課題として、福祉学、美学、哲学、医学、看護学、保健学、栄養学、心理学、介護学等の学問分野などと、化粧、美粧、装い、豊かな生活等の生活面での実践活動分野を併せて、「美容福祉」の学問の確立と社会サービスの充実及び学際的並びに国際的研究の促進を目的として「日本美容福祉学会」を設立することにいたしました。

本学会の事業は、学術集会及び研究会の開催、研究助成並びに調査の実施、社会福祉事業関係者の資質の向上、公開講演会の開催、内外の諸学会及び関係団体との連携及び協力、学会誌その他刊行物の発行等であります。

本学会の対象とする分野が生活全般にわたることから、国内外の多くの学会、関係諸団体との協力を図り、多くの方のご参加をいただくことが必要と考えております。

本学会の設立とその発展のために、設立趣旨をご理解のうえ、是非とも多くの皆様方のご参加と多大なるご支援を心からお願い申し上げます。

**◆理事会発足と活動開始**

設立総会後、理事会を開催。理事長に福渡靖氏を選出し、他の発起人は理事として運営に当たることを決定し、会則に基づく活動を開始した。

**◆平成13(2001)年度第1回理事会　平成13(2001)年4月28日**

平成12(2000)年度「事業報告、同収支報告」「平成13(2001)年度事業計画、同収支見込」「第1回学術集会開催」「役員改選」等を決議した。理事長は福渡靖氏から塩原正一氏に交代した。

**◆第1回学術集会　　平成13(2001)年4月28日　東京（山野美容芸術短期大学内）**

《テーマ》

「福祉」と「おしゃれ」21世紀‥‥介護の視点から

《内　容》

①大会長講演（塩原正一・日本美容福祉学会長）＝介護施設における『おしゃれと身だしなみ』への関心

②シンポジウム＝21世紀の高齢者・障害者と「おしゃれ」「身だしなみ」美容の役割

③エキジビション＝車イス利用者の和装着付け・ヘアー＆メイク

④ワークショップ＝講習「車イス利用者の和装着付け」

◇「日本美容福祉学会誌」(The Japanese Journal of Welfare and Aesthetics) 第1号発行

**◆平成14(2002)年度第1回評議員会　平成14(2002)年6月1日**

「日本美容福祉学会規約改正」「第2回学術集会開催方針」等を審議・決定。

新役員は以下の通り。

◇学会長
塩原　正一（山野美容芸術短期大学）
◇副学会長
木村　康一（同）＝事務局長
◇評議員
杉浦　ゆり（同）＝副事務局長
千葉　裕典（順天堂大学）＝監事
及川麻衣子（山野美容芸術短期大学）＝会計
能勢　　章（キタ・メディア）
原　千恵子（山野美容芸術短期大学）＝幹事
山川　宏和（同）
井口由紀子（ユニバーサル・ワイ・ネット）
岩崎由美子（昭和大学付属烏山病院）
岡本　民夫（同志社大学）
佐藤　林正（九州看護福祉大学）
西坂　才子（スリム・ビューティハウス）
春山　康夫（ふれ愛ドゥライフ）
山路喜代子（兵庫県介護福祉士会）
三宅政志公（学校法人山野学苑）
河野　誠二（山野美容芸術短期大学）
新藤　愛子（同）
福島　　清（同）
渡辺　聰子（同）
◇幹事
上田　明美（山野美容芸術短期大学）、
能勢由紀子（事務局）

**◆平成14(2002)年度第2回評議員会　平成14(2002)年10月20日**

「第2回学術集会」開催について。

**◆第2回学術集会　　平成14(2002)年10月20日・東京（八王子学園都市センター）**

《テーマ》

「美容福祉の可能性」

《内　容》

①大会長講演（塩原正一・日本美容福祉学会長）＝「おしゃれと身だしなみに関する全国調査」
②エキジビジョン＝「高齢者の美容」
③特別講演＝「高齢者にとって、生きるということ、装うということ」
④シンポジウム＝「美容福祉の可能性＝現場からの提言」‥‥精神科病院に美容院を開設して／老人施設におけるコスメティック・セラピー／色彩からのアプローチ
⑤ワークショップ＝「高齢者のハンドケア＝ネイルケアとハンドマッサージの方法」
◇「日本美容福祉学会誌」（The Japanese Journal of Welfare and Aesthetics）第2号発行

**◆平成15(2003)年度第1回評議員会　平成15(2003)年6月25日**

「第3回学術集会」開催について討議。

**◆第3回学術集会　　平成15(2003)年11月2日・東京（八王子学園都市センター）**

《テーマ》

「セルフアートケア（ＳＡＣ）と美容福祉」

《内　容》

①大会長講演（塩原正一・日本美容福祉学会長）＝「おしゃれと身だしなみ全国調査・ＳＡＣの概念」

②一般演題発表＝福祉施設職員の施設利用者への化粧・おしゃれに関する意識―A社会法人での調査から（足立香織）／高齢者に対する美容調査（後藤智之他）／痴呆性高齢者へのセラピー効果―自己像描画の検討から（原千恵子）／昭和大学烏山病院内美容室の活動－精神科・高齢者専門病院における美容室の役割と必要性（伊藤麻衣子他）／高齢者施設における美容福祉の実際―美容福祉学科卒業生の取り組みと現状報告（木谷佳子）／頭スッキリ体操でリフレッシュー創造的なプログラムにとりかかる前に（高木弘）／介護における色彩の活用と実践（南涼子）／在宅ケアとSelf Art Care（平尾良雄他）

③特別講演＝「生きるほどに美しく」山野正義・山野美容芸術短期大学学長「自己表現と福祉」宮川俊彦・国語作文教育研究所長

④シンポジウム＝「セルフアートケア（ＳＡＣ）と美容福祉」医療の立場から／コミュニケーション・インストラクターの立場から／アロマテラピーの立場から

◇「日本美容福祉学会誌」（The Japanese Journal of Welfare and Aesthetics）第３号発行

**◆第４回学術集会　　平成17(2005)年１月25日・東京（山野美容芸術短期大学）**

《テーマ》

「生きるほどに美しく・・・美容福祉のこころ」

《内　容》

講演＝「介護施設がのぞむ美容福祉」木川田典彌・社団法人全国保健施設協会常務理事、NPO法人全国痴呆症高齢者グループホーム協会代表理事

他、詳細は「2005新春セミナー報告集」において発表

**◆平成15(2003)年度臨時評議員会　平成16(2004)年２月27日**

「日本美容福祉学会会則改正（案）」「平成16(2004)年度活動方針（案）」について討議。

**◆ニュース・レター（Japanese Society of Welfare and Aesthetics News Letter）発行**

・第１号＝2002年１月１日《主な内容》「ニュース・レター創刊にあたって」塩原正一・日本美容福祉学会会長／「ボランティア活動の報告」杉浦ゆり／日本美容福祉学会協力ボランティア活動／お知らせ

・第２号＝2002年６月１日《主な内容》「美容福祉学の成立条件」岡本民夫・同志社大学教授／「座談会・美容福祉」井口由紀子（ユニバーサル・ワイ・ネット代表）、岩崎由美子（昭和大学付属烏山病院精神保健福祉士）、今野明江（知的障害者更正施設精華寮施設長）、塩原正一（日本美容福祉学会長）、司会＝木村康一（山野美容芸術短期大学教授）／お知らせ／会員の声

・第３号＝2002年９月１日《主な内容》「美容福祉の可能性－第２回学術集会へ向けて」木村康一・日本美容福祉学会事務局長／お知らせ

・第４号＝2003年２月１日《主な内容》「Self Art Careの概念と学会の方向性」塩原正一・日本美容福祉学会長／日本「美容福祉学会のボランティア活動」杉浦ゆり・日本美容福祉学会副事務局長／「本の紹介」上田明美・山野美容芸術短期大学／お知らせ

・第５号＝2003年６月15日《主な内容》「Self Art Care－第３回日本美容福祉学会学術集会に向けて」杉浦ゆり・日本美容福祉学会副事務局長

・第６号＝2003年９月20日《主な内容》第３回日本美容福祉学会学術集会案内

・第７号＝2005年２月８日《主な内容》日本美容福祉学会新春セミナー「美容福祉のこころ」報告特集

【平成16(2004)年役員】＝敬称略。

◇理事長

山野　正義（学校法人山野学苑理事長）

◇理事

安藤　高朗（医療法人社団永生会・永生病院理事長）

飯塚　保祐（ヘアディメンション代表）

一番ヶ瀬康子（日本女子大学名誉教授）

岩崎由美子（昭和大学付属烏山病院精神保健福祉士）

木川田典彌（全国老人保健施設協会常務理事）

北村とよ子（ウエストメディカル株式会社会長）

近藤　陽一（日本清潔清掃協会理事長）

佐々木正峰（国立科学博物館館長）

佐藤　典子（社会福祉法人至誠学舎ｱｸﾃｨﾋﾞﾃｨ･ﾌﾟﾛﾃﾞｭｰｻｰ、前職：立川市文化児童部文化振興課長）

鈴木　長治（医療法人ケアテル最高経営責任者・専務理事）

鈴木　　宏（東京都市町村職員年金者連盟八王子支部副支部長、元八王子市保健医療部長）

西坂　才子（スリムビューティハウス代表）

原　千恵子（東京福祉大学教授）

平尾　良雄（デイサービスセンター「みなみ風」代表）

堀部　美行（堀部美容研究所代表）

三宅政志公（学校法人山野学苑法人事務局長）＝講師会担当

木村　康一（山野美容芸術短期大学美容保健学科教授）＝学術部会担当

山野愛子ジェーン（山野美容芸術短期大学副学長）

前田　兼利（山野美容芸術短期大学美容保健学科教授、前職：学習院大学事務局長）

渡辺　聰子（山野美容芸術短期大学美容福祉学科教授）

中嶋　　理（山野美容芸術短期大学美容福祉学科教授、前職：東京都福祉局長・衛生局長）

浜田　清吉（山野美容芸術短期大学美容福祉学科助教授、前職：東京都立府中療育ｾﾝﾀｰｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ）

佐野　恒夫（山野美容芸術短期大学事務局次長）＝事務局長

◇監事

新藤　愛子（山野流着装宗伝）

福島　　清（山野美容芸術短期大学事務局長）

## ３、日本美容福祉学会会則

第１章　総則

第１条（名称）この学会は、日本美容福祉学会（Japanese Society of Welfare and Aesthetics ）（以下「本学会」という）と称する。

第２条（事務所の所在地）本学会は、主たる事務所を東京都八王子市鑓水 530 番地に置く。

第３条（支部）本学会は、必要により理事会の議決をへて地方支部をもうけることができる。

第２章　　目的および事業

第４条（目的）本学会は、高齢者・障害を持つ人々・福祉事業に携わる人々の福祉に貢献するため、美容福祉に関する理論と実践に関する研究・事業・普及活動を推進することを目的とする。

第５条（事業）本学会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

①美容福祉に関する学術的研究と理論構築
②学術集会・研究会・講演会等の開催
③美容福祉師資格認定制度の運営
④美容福祉普及のための講師会設置と運営
⑤学会誌その他の刊行物の発行
⑥その他本学会の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

第６条（会員）会員は、次の３種類とする。

(1)名誉会員
(2)正会員
(3)賛助会員

第７条(名誉会員)名誉会員は本学会に功労のあった正会員で理事会において推薦された者とする。

第８条（正会員）正会員は本学会の趣旨に賛同する者とする。

第９条（賛助会員）賛助会員は本学会の趣旨に賛同する企業とする。

第 10 条（入会）本学会に入会するには、所定の申込書により申し込むものとする。

第 11 条（会費前納）会員は別に定める入会金及び当該年度の年会費を前納するものとする。

第 12 条（会費納入）正会員及び賛助会員は、毎年９月末日まで当該年度の年会費を納入しなければならない。既に納入された会費は返還しない。

第 13 条（資格喪失）会員は、次の事由により会員の資格を喪失する。

①退会
②２年以上の会費滞納
③本学会の除名
④死亡または失踪宣告および賛助会員の会社の消滅

第 14 条（除名）会員が本学会の名誉を毀損し、または会員に本学会の目的、趣旨に反するような行動があったときは、理事会の議決を経て、理事長が除名することができる。

第４章　役員および職員

第 15 条（役員）本学会は、次の役員を置く。

①理事長　　１人
②副理事長　　若干名
③理事　　30 人以内
④監事　　２人

第 16 条（役員選出）理事長、副理事長、理事及び監事の選出は、次のとおりとする。

①理事及び監事は、総会において選出する。
②理事長は、理事の互選とする。副理事長は理事長が指名する。

③理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

第17条（役員の職務）役員の職務は、次のとおり定める。

①理事長は、本学会を代表し、会務を総理する。

②副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故ある時または欠けた時は、その職務を代行する。

③副理事長及び理事は、理事長から要請された担当業務の執行にあたる。

④理事は、理事会を構成し、本学会の会則に則り、業務を議決し執行する。

⑤監事は、民法第59条の職務を行う。

第18条（役員の任期）役員の任期は、３年とする。

２　補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員はその任期終了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。

４　役員は本学会の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情がある場合は、その任期中でも理事会の議決によって、これを解任することができる。

第19条（顧問）本学会は必要に応じて顧問を置くことができる。

第20条（分科会）本学会の事業を遂行するため必要があるときは、理事会の議決により分科会をおくことができる。

第21条（事務局）本学会の事務を処理するために事務局を設け、所要の職員を置く。

第22条（事務局運営と職員）事務局の運営および職員に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 第5章　会議

第23条（理事会）理事会は、理事をもって構成し、本学会の会則に従い重要な事項の審議を議決し執行する。

①理事会は、理事長が招集し、議長は理事長がこれに当る。

②理事会は、理事の過半数の出席で成立し、議案は出席理事の過半数の賛成で決する。

第24条（審議事項）理事会は、次の事項を審議し、決定する。

①年度予算

②中長期及び単年度の事業計画

③研究・助成・調査の承認

④新入会員の承認

⑤その他本学会の運営に必要な事項の審議・決定

第25条（総会）総会は、理事長が年１回招集する。理事長は、議長となり次の事項を行う。

①活動報告、決算の承認

②事業計画、予算の承認

③研究・調査の報告

④役員の承認

⑤会則改正の決議

その他本学会の活動に関する件の承認

第26条（学術集会）学術集会は、理事長が責任者として学術研究、調査発表について開催する。

第27条（学術集会の運営）学術部会担当理事は理事長の支持を受け、学術集会を運営する。

第28条（研究会・講演会等）研究会・講演会等は、理事長の支持を受け、本学会が行う「美容福祉」活動の情報提供の場として、会員の活動、研究発表について開催する。

第29条（講師会）講師会担当理事は理事長の指示を受け、講師会及び講習会の講師を委託し、美容福祉に必要な研究及び講習会を必要に応じて開催する

講師会に必要な運営規程は別に定める。

## 第6章　資格認定制度

第30条（美容福祉師の資格認定）本学会は理事会の議決に基づき、別に定める美容福祉師資格認定基準により、美容福祉師の資格授与を行う。

第31条（美容福祉師認定講習）理事会の議決に基づき、別に定める美容福祉師資格認定講習会規程により認定講習を行う。

第7章　会計

第32条（会計年度）本学会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第33条（会計）本学会の経費は、会費とその他の収入をもってこれにあてる。

①本学会の予算・決算は、年度ごとに総会の承認を得なければならない。

②会費は、正会員＝年額3,000円、賛助会員＝年額10,000円とする。

付則　本会則は、平成16(2004)年4月1日より施行する。

## ◆美容福祉師認定基準

第1条　日本美容福祉学会会則第30条に基づき、高齢者及び障害者を対象として美容福祉実践の担い手となる介護の技術を有した美容師を「美容福祉師」と総称し、この資格認定に必要な事項を定める。

第2条　美容福祉師の資格認定に関する基準は、次の4種とする。

①美容福祉師上級

「美容師法」に基づく美容師免許と「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく社会福祉士資格を有する者で、日本美容福祉学会が実施する「美容福祉師認定講習会」を修了した者をいう。また山野美容芸術短期大学社会福祉専攻科で「美容福祉」を修得のうえ修了し「学士（社会学）」を取得した者をいう。

②美容福祉師1級

「美容師法」に基づく美容師免許と「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく介護福祉士資格を有するもので、日本美容福祉学会が実施する「美容福祉師認定講習会」を修了した者をいう。ただし「美容福祉」を選択必修科目としている山野美容芸術短期大学美容福祉学科卒業者は「美容福祉師認定講習会」を免除することができる。

③美容福祉師2級

「美容師法」に基づく美容師免許を有し、かつ介護保険法施行令に基づく「訪問介護員養成研修2級課程」を修了した者で、日本美容福祉学会が実施する「美容福祉師認定講習会」を修了した者をいう。ただし山野美容芸術短期大学が美容福祉関連課目を加えて実施している「訪問介護員養成研修2級課程」修了者は「美容福祉師認定講習会」を免除することができる。

④福祉美容師

「美容師法」に基づく美容師免許を有し、日本美容福祉学会が実施する「美容福祉技術講習」を修了した者をいう。

第3条　「美容福祉師」の認定は日本美容福祉学会が行う。

第4条　「美容福祉師」の認定証は日本美容福祉学会理事長が交付する。

第5条　「美容福祉師」の認定証は、様式1に定める。

第6条　「美容福祉師」の資格認定料は、2,000円とする。

## ◆美容福祉師認定講習会

第1条　日本美容福祉学会会則第31条に基づき、美容福祉師資格認定のために次に定める認定講習会を開催する。

第2条　認定講習会は日本美容福祉学会が行う。

第３条　美容福祉師認定講習会のカリキュラム内容は次のとおりとする。
①美容福祉の意義の教授
②美容福祉関連知識の教授
③美容福祉関連技術の教授
④効果測定
第４条　美容福祉師認定講習会の受講資格者は「美容師法」に基づく美容師資格と「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく介護福祉士または「訪問介護員養成研修２級課程修了」を併有する者とする。ただし福祉美容師の受講資格者は美容師資格を有する者とする。
第５条　日本美容福祉学会は、美容福祉師認定講習会を山野美容芸術短期大学およびＮＰＯ全国介護理美容福祉協会に委託することができる。
第６条　美容福祉師認定講習会の受講料は別途定める。

**◆美容福祉講習会規程**

第１条　日本美容福祉学会会則第 29 条に基づき、美容福祉師講師会に関し、必要な事項を定める。
第２条　講師会の委員は、理事長の指示に基づき、美容福祉に関する研究、指導及び講演等を行うものとする。
第３条　その他必要事項については、理事長の指示により行うものとする。

# NPO全国介護理美容福祉協会

【主事務所】〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-53-1
☎03-3379-0111　FAX 03-3370-0008
【八王子事務所】〒192-0396 八王子市鑓水 530
山野美容芸術短期大学内　☎0426-77-0111 FAX 0426-77-0234
◇理事長＝山野正義　◇事務局長＝佐野恒夫　◇同次長＝北村秀敏

## 1、設立と活動経過

**◆設立総会＝平成 14(2002)年 9 月 10 日・東京有楽町外国特派員協会会議室**

山野正義・学校法人山野学苑理事長は、理美容福祉推進の観点から、新しい訪問理美容サービスを実施運営するためのＮＰＯ設立を内閣府に申請した結果、平成 14(2002)年 7 月 11 日付で認証された。これを受けて、同年 11 月 11 日、「特定非営利活動法人（ＮＰＯ）全国介護理美容福祉協会」設立の理事会・社員総会が開催され、活動を開始した。

設立時の役員は以下の通り（敬称略）。

◇理事長

山野　正義（学校法人山野学苑理事長）

◇副理事長

山野愛子ジェーン（山野美容専門学校校長）

◇理事

三宅政志公（山野美容専門学校事務局長）
中原　英臣（山野美容芸術短期大学教授）
田爪　正気（東海大学健康科学部教授）
奥山　一成（美容師、奥山エンタープライズ代表）

◇監事

水野　敬二（税理士）
平尾　良雄（山野美容芸術短期大学助教授）

◇平成 15(2003)年度事業計画

① 訪問理美容サービスの提供に関する事業＝協会が社会福祉施設・病院と業務提携を結び、従業員（登録社員）が訪問理美容を行う。協会が在宅への訪問理美容の電話予約を受け付け、従業員（登録社員）が訪問理美容を行う。
② 訪問理美容の安全性等の向上を図るための普及啓発事業＝訪問理美容実践講習会並びに山野美容芸術短期大学の講師等による感染予防及び消毒方法の講習会。
③ 機材器具販売業＝訪問理美容サービス提供及び機材の販売

**◆平成 16(2004)年度理事会＝平成 16(2004)年 6 月 29 日**

① 平成 15(2003)年度事業報告＝初年度は、設立総会で決定された事業計画に基づいて、「訪問理美容講習会」の組織化と、訪問理美容を普及するために在宅と施設に対するボランティア活動に

重点をおいた。

② 平成15(2003)年度収支決算報告＝略

③ 平成16(2004)年度事業計画

(1) 特定非営利活動

・訪問理美容サービスの提供・啓蒙活動

・研修・講習＝訪問理美容講習、登録理美容師に対する研修・講習等

・研究・開発＝自治体との協同、ニーズへの対応等

・広報・公聴＝自治体への普及啓発、利用者への普及啓発等

・ボランティア活動

(2) 収益事業

・訪問理美容福祉機器の販売

④ 平成16(2004)年度予算案＝略

⑤ 役員選出＝平成15(2003)年度役員が全員再選された。

## 2、活動の現状

平成16(2004)年度の活動は、「訪問理美容講習会の開催」と、「訪問理美容の組織化」に重点をおいた。訪問理美容講習会は当初、2日間の日程でカリキュラムを編成したが、サロンの経営者や従業員にとって、2日間の日程は厳しいとの意見が出されたため、美容福祉学科の教員と再検討して、サロンの休日1日を使って、訪問美容に関する基礎知識と「すいコ～ム」での実技を修得できるように改正した。講習会参加の呼びかけは、八王子周辺の理美容サロンにダイレクトメールで案内した。参加状況は別項のとおりである。

訪問理美容の組織化は、初めての経験であったため手探りの面もあったが、理美容師法との関係、実施手順、事故対策の保険など、訪問理美容を実施する理美容師にとっても、また訪問理美容を受ける利用者にとっても、快適で安全に実施できることを最重要に検討した。訪問理美容を実施する登録理美容師制度と理美容師法との関係などについては、別項のとおりである。

また、訪問美容に不可欠の「集髪用具」については、独自に開発を進めた結果、「すいコ～ム」を考案、商標登録（平成15年3月7日付・登録第4652077号）して、訪問理美容にとって不可欠の器具として活用を呼びかけている。

以下現在までの活動状況をまとめておく。

### ◆「訪問理美容」講習会

**＜カリキュラム＞**

9:00～ 9:15　オリエンテーション＝15分

9:15～10:25　高齢者・障害者のボディメカニズムと起こりやすい病気＝70分

10:30～11:40　高齢者・障害者の心理とコミュニケーション＝70分

12:30～12:50　ＮＰＯの活動状況と登録理美容師について＝20分

12:50～13:50　訪問理美容について＝60分

13:50～14:30　寝たきり状態でのカットの実演＝40分

14:30～16:50　ウイッグを使ったカット練習（教材「すいコ～ム」を使用）＝100分

14:30～16:50　修了式

**＜講習開催の経過と受講者数＞**

○平成 15(2003)年

2 月＝12 人、4 月＝9 人、6 月＝17 人、7 月＝16 人、8 月＝18 人、9 月＝40 人、10 月＝19 人、11 月＝13 人、12 月＝9 人

○平成 16(2004)年

1 月＝13 人、3 月＝24 人、4 月＝32 人、5 月＝22 人、6 月＝17 人、7 月＝12 人、8 月＝17 人、9 月＝18 人、10 月＝11 人、11 月＝14 人、12 月＝11 人

○平成 17(2005)年

1 月＝13 人、2 月＝22 人、3 月＝17 人

◇平成 17(2005)年 3 月までの総受講者数＝396 人

**◆「訪問理美容」の実施手順と法律解釈**

訪問理美容講習受講者に対しては「登録理美容師」となるよう呼びかけ、賛同した理美容師には、以下の手順で訪問理美容を実施するよう運営方針を定めた。平成 16(2004)年度以降の訪問理美容実績は別項のとおりだが、登録理美容師と訪問理美容は着実に増加傾向にある。理美容福祉の新しい実践として、さらなる発展と定着に努力したい。「訪問理美容」の実施手順と法律解釈は以下の通りである。

**《「登録理美容師」の登録手順》**

1、「すいコ～ム」の取り扱いに習熟することが基本ですので、自宅で十分練習をしてください。（大学で再度練習したい方は遠慮なくご連絡ください）

2、「登録理美容師認定基準」を参考に、訪問理美容ができる自信がつきましたら、当ＮＰＯ八王子支所まで「登録書類一式」をご請求ください。電話番号 0426－77－0111

3、次の書類に必要事項をご記入の上、当ＮＰＯ八王子支所にご返送ください。

①「登録理美容師」登録申請書

②「理容師免許証または美容師免許証のコピー」

③「訪問介護員養成研修 2 級課程修了証」または「訪問理美容講習修了証」のコピー

④「訪問理美容活動に関する覚書」（乙の個所に名前を記載し捺印したもの）

⑤「登録理美容師証」に貼る本人写真（講習会で撮影された方は不要）

⑥見本の統一名刺を当ＮＰＯで作成希望の方は「表示したい住所・店名・TEL・FAX 番号」を明示したもの。

4、ご購入いただくもの

①「ＮＰＯ全国介護理美容福祉協会」指定の「領収証」（3 枚複写） 1 冊 400 円

②統一名刺印刷代（希望者のみ）100 枚、1600 円

5、ご送金方法（略）

6、「ＮＰＯ活動総合保険」適用必須条件

「訪問理美容実施計画書」が訪問日前日までに協会へ提出されていること（FAX もしくは郵送で提出）

＊「ＮＰＯ活動総合保険」とは、登録理美容師の活動を取り巻く危険を総合的にカバーする

当ＮＰＯ専用の総合保険です。（保険料はＮＰＯが負担）

①ＮＰＯ登録理美容師がＮＰＯ活動中あるいは自宅と活動場所との間の通常経路往復中で、こうむった事故でのケガ・後遺障害・入院費等保障、②ＮＰＯ登録理美容師が訪問先の施設や利用者宅でＮＰＯ活動中、誤って利用者にケガをさせたり、訪問先の器物を壊したりした場合の保障、③訪問理美容先で「感染症」に感染した場合のお見舞金

**《「登録理美容師」認定基準》**

第１条　全国介護理美容福祉協会定款第５条第１項第２号に基づき、寝たきり老人、障害者、福祉施設入所者、障害者施設入所者、病院入院患者を対象として、理美容福祉実践の担い手となる介護の知識・技術を有した理美容師を「登録理美容師」と認定し、この資格に関し必要な事項を定める。

第２条　登録理美容師の資格に関する基準は次のとおりとする。

【資格】理美容師免許取得者、訪問介護員養成研修２級課程修了者（理美容福祉師）、訪問理美容講習修了者（登録美容師）、美容福祉技術講習修了者（登録理美容師）、同コース修了者（福祉理美容師）

【知識・人格】本NPO設立の趣旨、考え方に賛同し積極的に活動する意思がある。知識・教養＝お客様に話題を提供できる。趣味・資格・特技がある。障害者の心理について理解できる。人格＝博愛・友愛・誠実・熱意がある。朗らか・明るさがある。几帳面である。

【技術能力等】一般的な技術＝スタイリストとして活動、または活動したことがある。カット・パーマ・ヘアダイ・エステ等について対応できる。その他、ご利用者の全ての要望に対応できる。

【すいコ～ムの技術】すいコ～ムを使用して10人以上のボランティア活動を実施した。ウイッグで練習している。

【その他】マニュアルに従って実施できる。利用者を観察しながら、状況に対応できる。

第３条「登録理美容師」の資格認定は、全国介護理美容福祉協会が行う。

第４条「登録理美容師」の資格認定証は、全国介護理美容福祉協会理事長が交付する。

第５条「登録理美容師」の資格認定証は、「様式１～２」に定める。

**《訪問理美容に関する覚書》**

特定非営利活動法人・全国介護理美容福祉協会（以下、甲と称す）と理美容師○○○○（以下、乙と称す）は、乙が行う訪問理美容活動の実施に関し、次のとおり覚書を取り交わす。

第１条（登録）乙は甲の定款第５条第１項第１号に規定するサービスを行うため、「訪問介護員（ホームヘルパー）２級課程養成研修」を修了または甲が実施する「訪問理美容講習」を履修し、その後甲に所属する「理美容師」として登録する。

第２条（登録理美容師）前条により甲に登録した乙を「登録理美容師」と呼称する。

第３条（登録理美容師証の発行）甲は乙に対し、甲の訪問理美容活動であることを認証するための登録理美容師証を発行する。

第４条（乙の遵守義務）乙は、甲の事業目的（定款第３条）の訪問理美容を行うにあたり、理美容師法によるほか、以下のことを遵守する。

①登録理美容師証を携行する。

②甲が定める「訪問理美容実施マニュアル」を遵守する。

③「すいコ～ム」のコームはお客様ごとに封印されている新規の滅菌済みコームを利用者の面前で開封して使用する。

④訪問理美容実施前に「訪問理美容実施計画書」を甲に提出する。

⑤理美容料の収受は甲指定の領収証を使用する。

⑥前項の理美容料を収受した場合は、額面金額の10%相当額を甲の活動運営費として甲に納付する。

第５条（甲の遵守義務）

（１）乙の訪問理美容活動につき次のことを支援する。

①乙の所在する地区で乙が指定する介護施設、介護支援センター、寝たきり在宅者等に対し、乙の訪問理美容ＰＲを行う。

②カットや介護技術の向上のための研修・講習を行う。

③自治体への啓発・啓蒙を促進する。

④訪問理美容の安全性等の向上を図るための情報を乙に適時提供する。

（２）甲の訪問理美容活動中に発生した事故および傷病を保障するため「ＮＰＯ活動総合保険」を甲の負担で付保する。ただし「甲の訪問理美容活動中」であることの認定は次による。

①訪問理美容実施日の前日までに、乙から甲所定の「訪問理美容実施計画書」が提出されていること。

②乙が「すいコ～ム」を使用した場合は、新規のコームを使用していること。

③乙が理美容料の収受に「甲指定の領収書」を使用していること。

○○○○年○月○日

甲　ＮＰＯ全国介護理美容福祉協会　理事長　山野　正義　印

乙　登録理美容師　○○○○○　印

**《訪問（出張）理美容に関する理美容師法の解釈》**

美容師法（第７条）・理容師法（第６条の２）は、訪問理美容を実施する際に必要な事項を定めている。なお、「都道府県が条例で定める場合」があることから、訪問先所在地の都道府県の理美容師法施行条例を調べて、その内容を知っておく必要がある。美容師法と、東京都・神奈川県の施行条例、施行細則の訪問美容関係の条文はつぎの通り。（理容師法も同文）

【美容師法】

第７条（美容所以外の場所における営業の禁止）美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし政令で定める特別の事情がある場合には、この限りではない。

【美容師法施行令】

第４条　美容師が法第７条ただし書きの規定により美容所以外の場所で業務を行うことができる場合は、次のとおりとする。

①疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合

②婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合

③第２号のほか、都道府県が条例で定める場合

【東京都・美容師法施行条例】

第４条　美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第４条第３号の規定による条例で定める場合は、

次のとおりとする。

①山間部等における美容所のない地域に居住する者に対して、その居住地で施術を行う場合

②社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合

③演芸に出演するもの等に対して、出演等の直前に施術を行う場合

【東京都・美容師法施行細則】

第４条　美容師法施行条例（平成 12 年東京都条例第 39 号）第５条の東京都規則で定める社会福祉施設等は、次に掲げる社会福祉施設、病院及び自動車とする。

① 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第５条第１項に規定する身体障害者厚生施設、身体障害者医療施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設及び身体障害者福祉センター

② 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第５条第１項に規定する知的障害者厚生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム

③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 50 条の２第１項に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉向上及び精神障害者地域生活支援センター

④ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第７条に規定する乳児院、知的障害者施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び児童自立支援施設

⑤ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第５条の３に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに同法第 29 条第１項に規定する有料老人ホーム

⑥ 介護保険法（平成９年法律第 123 号）第７条第 22 項に規定する介護老人保健施設

⑦ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第１項に規定する救護施設及び更正施設

⑧ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第１条の５第１項に規定する病院

⑨ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条第２項に規定する自動車で、専ら全各号に掲げる社会福祉施設等の入所者その他これと同程度の状態にある者に美容の業を提供する目的で使用するもの

【神奈川県・美容師法施行条例】

第３条　美容師法施行令（昭和 32 年政令第 277 号）第４条第３号の規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

① 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において業務を行う場合

② 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗務員に対し業務を行う場合

③ 興行場等において、演芸を行うもの等に対し、出演等の直前に業務を行う場合

④ その他知事が特に必要と認める場合

【神奈川県・美容師法施行細則】

第１条　美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）及び美容師法施行条例（平成 12 年神奈川県条例第 10 号）に基づく次に掲げる事務（２以上の保健所の管轄区域において移動して業を行う美容所に係るものを除く）は、保健所長に委任する。

①～⑦省略

⑧ 条例第３条第４号の規定により、同条第１号から第３号までに掲げるもの以外の場合につい

て、特に必要と認めること（出張して業務を行おうとする場所が横浜市、川崎市、横須賀市または相模原市の区域にある場合を除く）

【横浜市・美容師法施行細則】

第７条　美容師法施行条例第３条第４号に基づき美容師が、美容所以外の場所で業務を行おうとするときは、美容師出張業務承認申請書（第７号様式）をその業務を行う場所を所管する福祉保健センター長に提出しなければならない。

２　福祉保健センター長は、前項の申請について承認するときは、美容師出張業務承認書（第８号様式）を、承認しないときは美容師出張業務不承認通知書（第９号様式）を申請者に交付するものとする。

**◆訪問理美容活動実績**

○平成 16(2004)年度

萌の会＝毎月第２火曜日、カットのみ（1500 円）、合計＝95 人

多摩永山病院＝毎週、カット・洗髪（3500 円）、合計＝32 人

○平成 17(2005)年度

萌の会＝毎週第２火曜日、カットのみ 1500 円。合計＝132 人

多摩永山病院＝毎週、カット・洗髪 3500 円。合計＝191 人

厚木精華園＝毎月第３火曜日、カットのみ 1500 円。合計＝133 人

麦の会＝毎月第３火曜日、カットのみ 2500 円。合計＝17 人。

ちょうふの里＝毎月第３火曜日、カットのみ（2500 円）。３人

都立府中療育センター＝毎月第２・４火曜日、カットのみ（1800 円）。合計＝638 人

八王子療護園＝毎月第１火曜日、カット（2000 円）、パーマ（6800 円）、ヘアダイ（4000 円）、合計＝53 人

個人活動＝登録美容師 132 人、活動者延べ人員 542 人

**◆ボランティア活動**

○平成 15(2003)年度

登録理美容師のスキルアップも兼ねて、ボランティアでの訪問理美容に重点をおいた。ボランティア先は、在宅訪問３件、萌の会（八王子市・知的障害者施設）、心成苑（八王子市・特別養護老人ホーム）、美郷（町田市・特別養護老人ホーム）、厚木市総合福祉センター（身体障害者通所施設）、はなかいどう（三鷹市・老人保健施設）、精華園（厚木市）、都立府中療育センター（府中市）などで、約 300 人の利用者に実施した。

○平成 16(2004)年度

都立府中療育センター（府中市・重症心身障害児施設）、むつみ会（世田谷区）、八王子福祉園（八王子市・重症心身障害児施設）、心成苑（八王子市・特別養護老人ホーム）、美郷（町田市・特別養護老人ホーム）等で実施した。

## 3、特定非営利活動法人　全国介護理美容福祉協会定款

第１章　総則

第１条(名称)　この法人は、特定非営利活動法人　全国介護理美容福祉協会という。

第２条(事務所)　この法人は、主たる事務所を渋谷区代々木１丁目53番１号に置く。

2　この法人は、前項のほか従たる事務所を神奈川県厚木市戸室１丁目６番地７号に置く。

第２章　目的及び事業

第３条(目的)　この法人は、理・美容室に来店困難な、寝たきり老人、障害者、福祉施設入所者、障害者施設入所者、病院入院患者等に対して訪問理・美容を行うとともに、そうした活動の安全性の向上を図るための普及啓発に関する事業を行い、もって地域の保健、福祉の増進に寄与することを目的とする。

第４条(特定非営利活動の種類)　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

第５条(事業の種類)　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①高齢者、障害者等に対する訪問散髪のサービスの提供

②訪問理・美容の安全性等の向上を図るための普及啓発事業

(2) 収益事業

①訪問洗髪、セット、パーマ、ヘアダイ、エステ、化粧等のサービスの提供に関する事業

②訪問理・美容に関する、機材・器具の販売、リース及びレンタル業

前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障ない限り行うものとし、その収益は同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

第３章　　会　員

第６条(種別)　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員　この法人の目的に賛同して、入会した個人及び団体

(2) 準会員　この法人の目的に賛同して、その活動を賛助するため入会した個人及び団体

第７条(入会)　正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第８条(入会金及び会費)　正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第９条(会員の資格の喪失)　正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して２年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

第10条(退会)　正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条(除名)　正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前

に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この法人の定款等に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
第 12 条(拠出金品の不返還) 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第 4 章 役員及び職員

第 13 条(種別及び定数) この法人に次の役員を置く。
(1) 理事 3 人以上 7 人以下とする。
(2) 監事 1 人以上 3 人以下とする。
2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。
第 14 条(選任等) 理事及び監事は、総会において選任する。
2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を越えて含まれ、又は当該役員並びその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
第 15 条(職務) 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4 監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は、財産に関し、不正の行為又は法令若しくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
第 16 条(任期等) 役員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければいけない。
第 17 条(欠員補充) 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
第 18 条(解任) 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
第 19 条(報酬等) 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
3 前 2 項に関し、必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。
第 20 条(職員) この法人に、事務局長その他の職員を置く。
2 職員は、理事長が任免する。

## 第５章　総会

第 21 条(種別)　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

第 22 条(構成)　総会は、正会員をもって構成する。

第 23 条(権能)　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任、又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金、会費の別

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって、償還する短期借入金を除く）。第 50 条において同じ。その他、新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10)その他、運営に関する重要事項

第 24 条(開催)　通常総会は、毎年２回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の５分の１以上からの会議の目的である事項を記載した書面を持って、招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

第 25 条(招集)　総会は前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

第 26 条(議長)　総会の議長は、その総会において、出席した正会員から選出する。

第 27 条(定足数)　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

第 28 条(議決)　総会における議決事項は、第 25 条第３項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款で規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 29 条(表決権等)　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により、表決した正会員は、前２条、次条第１項及び第５１条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議事について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第 30 条(議事録)　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が署名、押印しなければならない。

第６章　理事会

第 31 条(構成)　理事会は、理事を持って構成する。

第 32 条(権能)　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 33 条(開催)　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第 34 条(招集)　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による招集があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

第 35 条(議長)　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第 36 条(議決)　理事会における議決事項は、第 34 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 37 条(表決権等)　各理事の表決権は、平等なものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前２条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の表決に加わることができない。

第 38 条(議事録)　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

第 39 条(資産の構成)　この法人資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

第40条(資産の区分)　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

第41条(資産の管理)　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、議会の議決を経て、理事長が別に定める。

第42条(会計の原則)　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条(会計の区分)　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

第44条(事業計画及び予算)　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第45条(暫定予算)　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第46条(予算費の設定及び使用)　予算超過及び予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第47条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第48条(事業報告及び決算)　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条(事業年度)　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第50条(臨機の処置)　予算を持って定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章　定款の変更、解散及び合併

第51条(定款の変更)　この法人が定款の変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第52条(解散)　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の議決
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の死亡
(4) 合併
(5) 破産
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第53条(残余財産)　この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、学校法人山野学苑に帰属するものとする。

第54条(合併)　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法

第55条(公告の方法)　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、読売新聞に掲載して行う。

第10章　雑則

第56条(細則)　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長　　山野　正義
副理事長　山野　愛子ジェーン
理　事　　三宅　政志公
理　事　　中原　英臣
理　事　　田爪　正氣
理　事　　奥山　一成
監　事　　水野　敬二
監　事　　平尾　良雄

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年6月30日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金　　5,000円
(2) 年会費　　5,000円

# 山野美容芸術短期大学　美容福祉学科

YAMANO COLLEGE OF AESTHETICS　　AESTHETICS AND WELFARE

◇所在地＝〒192-0396 東京都八王子市鑓水 530
TEL0426-77-0111 FAX 0426-77-0234

◇開設＝平成 11(1999)年 4 月、入学定員 80 人、３年制、男女

◇学科長＝塩原正一

## １、開設の目的

**【教育の目標】**

“Sunset is as beautiful as sunrise.”「生きるほどに美しく」は、高齢社会に生きる人々への熱いメッセージです。社会の進歩と発展に貢献し、家族を守ってきた高齢者や、障害を持っていても努力している人々を支える環境を築くことは、21 世紀の日本にとって大切なテーマです。

美容福祉学科は「介護福祉士」と「美容師」の２つの資格を持って、介護の分野に美容を、美容の世界に介護の技術を生かすことができる人材を育成する日本で初めての学科です。「介護福祉士」と「美容師」の国家資格を取得するための法定課目の修得に加えて、基礎ゼミ合宿などを通じて、教員と学生同士が豊かな人間関係を築きます。さらに国際比較美容論、英語コミュニケーション、海外研修旅行で国際感覚を身につけます。伝承美（着物着付け・茶道・華道）を学んで、日本の伝統文化を理解し実技を修得します。美容と福祉の分野のリーダーに求められるサロンや施設運営のノウハウを学びます。

**【取得できる資格】**

「介護福祉士登録」（卒業と同時に大学が「財団法人社会福祉振興・就職センター」に申請して介護福祉士として登録される）

「美容師国家試験受験資格」（卒業見込みが確定すると美容師国家試験を受験できる。２月＝実技試験、３月＝筆記試験）

「美容福祉師１級」

「山野流着装初・中伝」

「茶道裏千家初級」

「花芸安達流入会水コース」

＜選択取得＞

「山野流着装奥伝・花嫁」

「色彩検定２級、３級」

「ＩＮＡネイル検定」

「クレンリネス・マネージャー」

平成 17(2005)年以降の入学生は、美容福祉学科卒業後、「社会福祉専攻」（１年制）に進学・修了し、卒業後１年間実務経験を積むことによって、「社会福祉士」受験資格が取得できます。

## ２、カリキュラム

カリキュラムは、①美容師国家試験受験資格取得、②介護福祉士登録、③社会福祉士受験資格（社会福祉専攻進学前提）の３資格を取得できる授業科目から構成され、卒業要件は、3 年以上在学し必修科目 110 単位、選択科目から 2 単位、合わせて 112 単位以上を修得することとなっている。

本学科の卒業要件を満たせば、「美容師法」に基づく美容師養成施設の卒業要件時間数（2000 時間）と、「社会福祉士及び介護福祉士法に基づく介護福祉士養成施設の卒業要件時間数（1650 時間）を同時に満たすことができる。

以上に基づく授業科目・単位・時間は次表の通り。

◇美容福祉学科（＊＝選択科目）

| 科目名 | 単位 | 時間 |
|---|---|---|
| 【関係法規・制度】 | | |
| 関係法規・制度 | 1 | 30 |
| 【衛生管理】 | | |
| 衛生管理技術 | 1 | 30 |
| 公衆衛生 | 1 | 30 |
| 感染症 | 1 | 30 |
| 【美容保健】 | | |
| 皮膚科学Ⅰ | 1 | 30 |
| 皮膚科学Ⅱ | 1 | 30 |
| 医学一般（解剖・生理） | 2 | 60 |
| 【美容の物理・化学】 | | |
| 物理 | 1 | 30 |
| 化学 | 1 | 30 |
| 香化品化学 | 1 | 30 |
| 【美容文化論】 | | |
| 日本結髪史 | 1 | 15 |
| 美容デザイン | 1 | 30 |
| 服飾論 | 1 | 30 |
| 装飾文化論 | 1 | 15 |
| 【美容技術理論】 | | |
| 美容技術理論Ⅰ | 2 | 60 |
| 美容技術理論Ⅱ | 1 | 30 |
| 美容技術理論Ⅲ | 1 | 30 |
| 【美容運営管理】 | | |
| ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ論・労務管理 | 1 | 30 |
| 接客法 | 1 | 30 |
| 【美容実習】 | | |
| 美容実習Ⅰ（基礎） | 7 | 210 |
| 美容実習Ⅱ（カット） | 4 | 120 |
| 美容実習Ⅲ（上級） | 3 | 90 |
| 美容実習Ⅳ（上級） | 4 | 120 |
| 美容実習Ⅴ（応用） | 3 | 90 |
| 美粧 | 2 | 60 |
| 伝承美論（着装） | 4 | 120 |
| 【介護福祉専門課目】 | | |
| 心理学 | 1 | 30 |
| 情報処理 | 1 | 30 |
| 英会話 | 1 | 30 |
| 基礎ゼミ | 1 | 30 |
| 公的扶助論 | 1 | 30 |
| 児童福祉論 | 2 | 60 |
| 社会福祉概論 | 2 | 60 |
| 老人福祉論 | 2 | 60 |
| 障害者福祉論Ⅰ | 1 | 30 |
| 障害者福祉論Ⅱ | 1 | 30 |
| リハビリテーション論 | 1 | 30 |
| 社会福祉援助技術論Ⅰ | 1 | 30 |
| 社会福祉援助技術論Ⅱ＊ | 3 | 90 |
| 社会福祉援助技術演習Ⅰ | 1 | 30 |
| 社会福祉援助技術演習Ⅱ＊ | 3 | 90 |
| レクリエーション活動援助法 | 2 | 60 |
| 老人の心理 | 1 | 30 |
| 障害者の心理 | 1 | 30 |
| 家政学概論Ⅰ（食生活） | 1 | 30 |
| 家政学概論Ⅱ（衣生活） | 1 | 30 |
| 家政学概論Ⅲ（住生活） | 1 | 30 |
| 家政学実習Ⅰ（食生活） | 1 | 30 |
| 家政学実習Ⅱ（衣生活） | 1 | 30 |
| 家政学実習Ⅲ（住生活） | 1 | 30 |
| 精神保健 | 1 | 30 |
| 介護概論 | 2 | 60 |
| 介護技術Ⅰ | 4 | 120 |
| 会議技術Ⅱ | 1 | 30 |
| 形態別介護技術Ⅰ | 2 | 60 |
| 形態別介護技術Ⅱ | 1 | 30 |
| 形態別介護技術Ⅲ | 1 | 30 |
| 形態別介護技術Ⅳ | 1 | 30 |
| 会議実習Ⅰ | 2 | 90 |
| 介護実習Ⅱ | 4 | 180 |
| 介護実習Ⅲ | 4 | 180 |
| 実習指導Ⅰ | 1 | 30 |
| 実習指導Ⅱ | 1 | 30 |
| 実習指導Ⅲ | 1 | 30 |
| 【美容福祉関連課目】 | | |
| 伝承美論（茶道） | 1 | 30 |
| 伝承美論（華道） | 1 | 30 |
| 美容福祉 | 2 | 60 |
| 化粧療法 | 2 | 60 |
| 在宅福祉論 | 1 | 30 |
| 美容総合技術Ⅰ | 1 | 45 |
| 美容総合技術Ⅱ | 1 | 45 |
| 障害者服飾デザイン＊ | 1 | 30 |
| 東洋医学＊ | 1 | 30 |
| 健康運動＊ | 1 | 30 |
| 色彩学＊ | 1 | 30 |
| 【特別課目】 | | |
| 国際比較美容論 | 1 | 15 |
| 海外研修旅行 | 1 | 30 |
| 特別活動 | 1 | 30 |

◇専攻科・社会福祉専攻

| | | |
|---|---|---|
| 障害者福祉原論 | 2 | 30 |
| 児童福祉論 | 4 | 60 |
| 社会保障論 | 4 | 60 |
| 社会福祉援助技術論 | 6 | 90 |
| 社会福祉援助技術演習 | 3 | 90 |
| 社会福祉援助技術現場実習 | 4 | 180 |
| 社会福祉援助技術現場実習指導 | 3 | 90 |
| 比較福祉論 | 2 | 30 |
| 施設管理運営論 | 2 | 30 |
| ボランティア論 | 2 | 30 |
| 高齢者の健康づくり | 2 | 30 |
| 家政学特論 | 2 | 30 |
| 家政学特別実習 | 1 | 30 |
| リラクゼーション | 1 | 30 |
| アロマテラピー | 1 | 30 |
| 修了研究 | 2 | 60 |

### 3、卒業生の就職状況

| | 卒業生数 | 内就職希望者数 | 福祉施設 | 美容室 | エステサロン | 化粧品 | 一般企業 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2001年卒 | 31 | 29 | 16 | 5 | 1 | 2 | − | 5 |
| 2002年卒 | 54 | 49 | 23 | 20 | 2 | 1 | 1 | 2 |
| 2003年卒 | 73 | 68 | 26 | 19 | 5 | 5 | 1 | 12 |
| 2004年卒 | 37 | 32 | 18 | 8 | 1 | − | 1 | 4 |

## ◆山野美容芸術短期大学主催の美容福祉関係公開講座

山野美容芸術短期大学美容福祉学科開設の目的は、美容福祉に関する教育・研究の推進が中心であるが、その成果を福祉の分野に役立てるために、美容師をはじめ社会人が、科目等履修生として「訪問介護員養成研修2級課程」を受講できる制度と、公開講座で「美容福祉技術講習」を開講している。詳細は以下の通り。

### 【訪問介護員養成研修2級課程】

この研修は、介護保険法施行令に基づいて、東京都の指定を受けた「訪問介護員養成研修」であるが、法定の研修時間130時間に、本学独自の美容福祉関連課目を追加して151時間のカリキュラムとし、美容福祉学科教員が講師を担当している。

**＜開講状況と受講者＞**

平成12(2000)年度＝23人（美容師等）
平成13(2001)年度＝45人（美容師等）
平成14(2002)年度＝67人（美容師等）、 71人（学生等）
平成15(2003)年度＝33人（美容師等）、159人（学生等）
平成16(2004)年度＝34人（美容師等）、147人（学生等）

**＜カリキュラム＞**（○囲み数字は時間）

ホームヘルプサービス概論＝③
ホームヘルパーの職業倫理＝②
リハビリテーション医療の基礎知識＝②
医学の基礎知識＝③
福祉の理念とケアサービスの意義＝③
障害疾病の理解(1)＝③
在宅看護の基礎知識＝③
サービス提供の基本的視点③
メイクの技術(1)(2)＝④
高齢者保健福祉の制度とサービス＝③
美容福祉の考え方＝②
障害疾病の理解(2)＝③
障害疾病の理解(3)＝②
高齢者の心理及び家族の理解＝③
障害児・者の心理及び家族の理解＝③
相談援助とケア計画の方法(1)＝②
相談援助とケア計画の方法(2)＝②
介護事例検討＝④
住宅・福祉用具に関する知識＝④
障害者（児）福祉の制度とサービス＝③
介護概論＝③
家事援助の方法＝④

訪問理美容の関連法規＝③
共感的理解と基本的態度の形成＝④
レクリエーション体験学習＝③
訪問理美容について＝②
生活運動論＝②
基本介護技術(1)介護の心構え・介護者の健康管理・ベッドメイキング・ボディメカニズム等＝③
基本介護技術(2)体位変換・安楽の体位・褥瘡への対応等＝③
基本介護技術(3)衣類の着脱＝③
基本介護技術(4)身体の清潔＝③
基本介護技術(5)入浴・洗髪＝③
車いす着付け＝②
障害者の衣服＝③
基本介護技術(6)食事の介護と口腔ケア＝③
基本介護技術(7)排泄・尿失禁の介護＝③
基本介護技術(8)車いすへの移乗と移動＝③
基本介護技術(9)杖歩行の介助・視覚障害者のガイドヘルプ＝③
基本介護技術(10)緊急時の対応＝③
ケア計画作成と記録・報告の技術(1)＝②
ケア計画作成と記録・報告の技術(2)＝③
実習ガイダンス＝③
介護実習＝⑯
ホームヘルプサービス同行訪問＝⑧
在宅サービス提供現場見学＝⑥

**【美容福祉技術講習】**

平成17(2005)年9月15日現在の統計によると、65歳以上の高齢者は2,556万人となり、総人口1億2,765万人に占める割合は、20.0%（前年は19.5%）となっている（総務省発表）。こうした高齢化の進展に伴って、家庭でも老人福祉施設でも介護を必要とする方々が急増している。さらに理美容サロンでも車いす利用のお客さまへの対応や、来店が困難な方への訪問美容が求められている。

こうした状況の中で、山野美容芸術短期大学は、高齢者や障害を持つ方々にとって切実な洗髪や髪の手入れを、家庭や施設で行うことができる技術講習を公開講座として行っている。なお本講習は、理容師法・美容師法に基づいて、理容師・美容師資格を持つ方々と、同資格を持たない一般の方々とは別のコース設定をしている。

本講習の会場は、現在改築工事中の山野美容専門学校校舎前の中沢ビル1階。問い合わせは、03-5304-5664まで。

**＜養成・技術コース＞**

【「福祉理美容師」養成コース】（4日間・28時間、受講料＝38,000円＋教材「すいコ～ム」代9,500円）＝理容師・美容師を対象とし、このコースを修了すると、希望する理容師には「ＮＰＯ全国介護理美容福祉協会認定福祉理容師」の認定証、美容師には「日本美容福祉学会認定福祉美容師」の認定証を取得できます（認定料別途2000円）

【「美容福祉」技術コース】（4日間・28時間、受講料＝一般社会人35,000円・学生＝30,000円＋教材「すいコ～ム」代9,500円）＝主婦をはじめ一般社会人・学生で、家族や親戚の方を介護される時に役立つ技術を学ぶ。修了しても「福祉理美容師」資格は取得不可。

【「基本介護」技術コース】（1日・一般社会人対象、受講料＝10,000円）＝家庭で行う家族などに対する簡単な介護の知識と技術を学ぶ。

【「基本美容」技術コース】（1日・一般社会人対象、受講料＝10,000円）＝施設等で介護に携わっている方が、寝たままの利用者に洗髪や染毛などをしてあげることができる簡単な美容の知識と技術を学ぶ。

＜カリキュラム＞

（「福祉理美容師」「美容福祉」の各コースは１日７時間×４日＝計 28 時間。「基本介護」１日コースは第２日、「基本美容」１日コースは第４日の授業を受講する）

《第１日》

・高齢者・障害者の医学＝1.5 時間
・高齢者・障害者の心理＝1.5 時間
・関係法規・制度＝1.5 時間
・美容技術①すいコ～ムの技術＝2 時間
・まとめ＝0.5 時間

《第２日》

・介護技術①車いすの移動と移乗、介護技術②車いすの操作要領＝3 時間
・介護技術③杖歩行の介助、介護技術④＝視覚障害者のガイドヘルプ＝3.5 時間
・まとめ＝0.5 時間

《第３日》

・美容福祉概論＝1.5 時間
・社会福祉概論＝1.5 時間
・介護技術⑤体位変換・安楽の体位＝2 時間
・福祉施設の基礎知識＝1.5 時間
・まとめ＝0.5 時間

《第４日》

・美容技術②洗髪、美容技術③染毛＝3 時間
・美容技術④ネイル・メイク・ハンドマッサージ、美容技術⑤車いす着付け＝3.5 時間
・まとめ＝0.5 時間